

高浜町公共施設等総合管理計画

平成29年3月

福井県 高浜町

目次

第1章 背景と計画	1
1.1 計画.....	1
1.1.1 目的.....	1
1.1.2 位置づけ.....	2
1.1.3 計画期間.....	2
1.1.4 対象施設.....	2
1.2 背景.....	6
1.2.1 公共施設等の更新問題.....	6
1.3 国の動向.....	7
1.3.1 インフラ長寿命化基本計画.....	7
1.3.2 公共施設等総合管理計画.....	7
第2章 本町の現状と課題	8
2.1 人口と財政.....	8
2.1.1 人口の推移及び将来の推計.....	8
2.1.2 財政の状況.....	10
2.2 公共施設等の現状と課題.....	13
2.2.1 公共施設の現状.....	13
2.2.2 公共施設等の課題.....	17
第3章 公共施設等のマネジメント	22
3.1 基本方針.....	22
3.2 マネジメントの基本方針.....	23
3.2.1 公共施設の管理に関する基本方針.....	23
3.2.2 インフラの管理に関する基本方針.....	27
3.3 マネジメントの実行.....	30
3.3.1 マネジメントの実施体制.....	30
3.3.2 行動計画の策定.....	32
3.3.3 計画的・効率的な維持管理.....	32
第4章 施設分類別の基本方針	34
4.1 公共施設の基本方針.....	34
4.2 インフラの基本方針.....	36

第1章 背景と計画

1.1 計画

1.1.1 目的

本町では、これまで町民サービス向上のため、公共施設等の整備を進めてまいりました。しかしながら、近年においては、人口減少や少子高齢化等の進行により、公共施設等の利用需要が変化していくことも予想されています。また、老朽化が顕著となった公共施設等も多数存在しており、今後は施設改修や更新、長寿命化等を計画的に進めていく必要があります。

更に、人口減少に伴う税収等の減少や高齢化社会の進行に伴う社会保障費の増加にも対応していく必要があり、厳しい財政状況となることが予測されます。

このような状況下において、公共施設等の機能を適正に維持していくためには、公共施設全体を把握し、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことで、「公共施設等の最適化」を導き、財政負担を可能な限り軽減・平準化する必要があります。

高浜町公共施設等総合管理計画は、本町における公共施設等を取り巻く環境や将来にわたる課題等を客観的に整理し、長期的な視点をもって公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的に策定しました。

<計画の目的>

「公共施設等の最適化」と「持続可能な財政運営」の両立

公共施設等

庁舎や学校などの公共施設のほか、道路や橋梁及びその他道路橋梁附属施設などのインフラ資産を含む公共施設の総称

公共施設

文化・社会教育系施設、スポーツレクリエーション施設、産業系施設、学校教育系施設、保健福祉系施設、行政系施設などの建築物（建築物に付帯する設備等を含む。）をいう。

インフラ

道路や橋梁及びその他道路橋梁附属施設、上下水道管路などの社会基盤施設をいう。

1.1.2 位置づけ

本計画は、平成 26 年 4 月 22 日付け総務大臣通知の「公共施設等の総合かつ計画的な管理の推進について」において策定を要請されている「公共施設等総合管理計画」であり、また、同日付け総務省通知の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の要件を満たすものです。

本町は、平成 23 年 3 月策定の「高浜町総合計画」、平成 29 年 3 月策定の「高浜町総合計画後期実施計画」に基づき、公共施設の管理運営を進めてきました。本計画は、この計画を踏まえ、さらに長期的な視点から公共施設等の管理運営方針を定めるものです。

1.1.3 計画期間

本計画の期間は、平成 29 年度から平成 68 年度までの 40 年間とします。このような長期間の計画となるのは、公共施設等の耐用年数¹が長期に渡ることから、その管理には、長期的な視点が必要不可欠となるからです。

なお、5 年ごとに見直すことを基本とするとともに、今後の上位計画などの見直しや社会情勢の変化など状況に応じて適宜見直しを行うものとします。

1.1.4 対象施設

本計画の対象施設は、町が保有する公共施設等です。具体的には、平成 27 年度に整備した固定資産台帳を参考にしています。

(1) 公共施設

対象とする主要な公共施設は、以下の施設です。

基準日：平成 27 年 3 月 31 日

施設分類	施設数	施設名称
公衆トイレ	30	上瀬海岸 漁浜臨派東側 トイレ 若宮海釣り公園 和田新港はまなす公園 安土山公園 漁浜臨派西側 トイレ 和楽荘下駐車場(塩田駐車場西) トイレ 民宿キシモト下 トイレ はまなすパーク 難波江海岸 和田漁協 笠原川河口西側 トイレ 池田山公園 若宮病院跡地 トイレ 松風下東(白浜臨派東側) トイレ 放送センター西側(南側) トイレ 民宿浜屋下(浜岸宅前) トイレ

¹ 耐用年数：建物などの固定資産の税務上の減価償却を行うに当たって、減価償却費の計算の基礎となる年数。財務省令で定められている。

		宇治区国道沿い(ふれあい広場) トイレ 和田駅前(和田観光協会横) トイレ 和田臨派西側(和田キャンプ場入口) トイレ 海浜公衆便所 鳥居浜臨派横 トイレ 高浜園地内 トイレ 和田 東スカ公園 若宮臨派前 トイレ 中町コミュニティー広場 妙見山口 トイレ 和田キャンプ場入口受付横 トイレ 若狭和田駅便所 高浜漁港 (塩土・漁村文化伝承館横)
自然公園	1	城山公園
公営住宅	12	西三松団地 日置団地 青葉団地 関屋団地 出合団地 音海団地 汐入団地 水明団地 緑ヶ丘団地 畑団地 立石団地 藪部団地
福祉関連施設	3	瑞祥苑 社会福祉センター 高齢者生活福祉センター
保健センター	1	保健福祉センター
医療施設	1	内浦診療所
その他施設(保健センター)	1	医師公舎
観光関連施設	4	道の駅 シーサイド高浜 三松駅併設観光振興施設 若狭和田駅併設観光振興施設 青郷駅併設観光振興施設
漁業関連施設	5	西三松共同作業所 漁具倉庫 西三松共同出荷貯蔵庫 高浜漁港漁具保管施設 高浜漁港西作業所 高浜漁港東作業所
その他施設(産業施設)	3	西三松共同作業所 内浦基幹集落センター

		高浜市場きな一れ
保育所	4	高浜保育所 和田保育所 青郷保育所 内浦保育所
小学校	3	和田小学校 高浜小学校 青郷小学校
中学校	1	高浜中学校
小中学校	1	内浦小中学校
給食センター	1	学校給食センター
その他施設(学校施設)	1	教職員住宅
児童館	3	高浜児童センター 和田児童センター 青郷児童センター
公民館・公民館類似施設	3	和田公民館 青郷公民館 内浦公民館
文化施設	2	高浜町文化会館 郷土資料館
その他施設(公民館)	8	宮尾集会所 下集会所 日引集会所 青葉集会所 西三松福祉集会所 関屋集会所 まちの駅ぷらっと Home 高浜 三松センター
図書館(図書館)	1	中央図書館
体育館	3	B&G海洋センター 中央体育館 西地区体育館
レクリエーション施設	5	キャンプ場 広瀬山オートキャンプ場 青葉総合グラウンド 青葉ふれあいドーム 青葉山健康長寿の里
レクリエーション施設・保養施設	1	広瀬山自然公園
一般廃棄物処理施設	4	不燃物処分地 高浜町リサイクルセンター 旧不燃物処分地 高浜町清掃センター
消防団施設	7	消防団第1分団詰所

		消防団第2分団詰所 消防団第3分団詰所 消防団第4分団詰所 消防団第5分団詰所 車持ポンプ庫 和田2区ポンプ庫
防災倉庫	4	防災倉庫 青郷公民館 防災倉庫 中央体育施設 防災倉庫 内浦公民館 防災倉庫 保健福祉センター
その他施設(防災施設)	1	旧音海小中学校
本庁舎・分庁舎	1	高浜町役場
その他施設(庁舎)	1	まちづくりネットワーク事務所
その他施設	19	旧日引小学校 旧高野分校 旧ボート会館 中町住宅 旧神野小学校 隔離病舎 高浜斎苑 和田臨時派出所 城山臨時派出所 白浜臨時派出所 和田放送救護監視所 鳥居浜臨時派出所 漁浜臨時派出所 休憩所 ビーチクリーナー庫① ビーチクリーナー庫② 若宮臨時派出所 ジャンボタクシー山中待合所 若宮倉庫

※車庫や倉庫など簡易的な建物は除外。

(2) インフラ

対象とするインフラ

中分類	小分類
都市基盤系施設	道路(附属設備含む)
	橋梁(附属設備含む)
	公園
	防火水槽

	その他
	水道
	下水道

※「その他」は農道、林道など

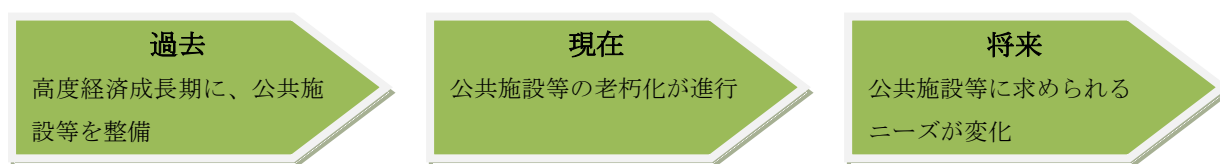
1.2 背景

1.2.1 公共施設等の更新問題

高度経済成長期に集中的に整備してきた公共施設等（建物・道路・上下水道・橋梁等）は、耐用年数が終了し、これから一斉に更新時期を迎えることとなります。今後、多くの公共施設等が老朽化による維持経費の増大とともに更新費用も一斉に必要なことが予想されますが、厳しい財政状況のもと、さらには財政運営上の構造的なマイナス要因である少子高齢化や人口減少社会の進行を勘案すると、維持更新費用の削減策とともに財源の確保が課題となっています。

一方、社会経済情勢の変化に伴う公共施設等に対する需要の変化、さらにはライフスタイルの多様化への対応などの観点から、これまで公共施設等が担ってきた役割や提供してきたサービスの見直しなど、質と量の両面から公共施設等全体のあり方を見直すことも課題となっています。

これらの課題が、「公共施設等の更新問題」と言われています。



公共施設等の更新問題は、今後の取組に応じて、大きく3つ想定が考えられます。

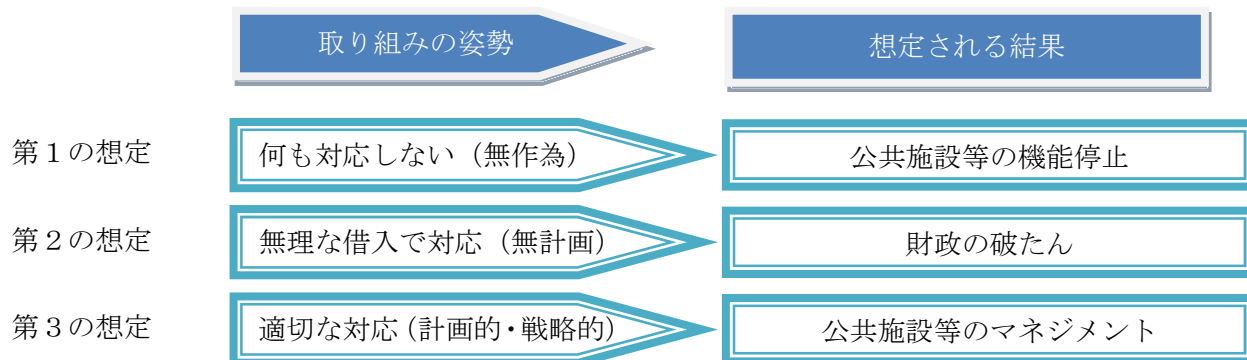
第1の想定は、更新問題への対応を決断できないことにより、「公共施設等の機能停止」や「公共施設等が崩壊」するというものです。公共施設等の老朽化が進行する中で、何から手を付けていいか決断できずに結論を先送りした結果、公共施設等の機能低下が続き、場合によっては建物の崩壊なども伴って、ついには公共施設等の機能を失うというケースです。

第2の想定は、公共施設等の現状や需要動向などを考慮せず、また、財政状況を省みることなく、今ある公共施設等の全てを維持することにより、管理運営費用及び更新のために借り入れた地方債²の返済負担が重しとなって「財政破たん」が起きるといったものです。公共施設等の老朽化を前に、漫然と事業を継続することのみを重視した結果、最終的に自治体の財政が破たんするというケースです。

第3のケースは、早期に決断・対応することにより、公共施設等が担う必要性の高い機能を確保しつつ、財政状況の悪化を回避するというものです。つまり、「公共施設等をマネジメントする」ことにより、公共施設等の全体最適化と持続可能な財政運営を両立するというケースです。

本町は、第3のケースの実現に取り組めます。

² 地方債：地方公共団体の資金調達のための借入で、その返済が一会計年度を超えて行われるもの



1.3 国の動向

1.3.1 インフラ長寿命化基本計画

高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化する現状を受けて、国は「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であるとの認識のもと、平成 25（2013）年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。

この計画は、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るライフサイクルコストの縮減や予算の平準化を図るための方向性を示すものであり、地方公共団体はこの計画に基づき行動計画を策定し、インフラの戦略的な維持管理・更新等を推進することとなりました。

1.3.2 公共施設等総合管理計画

国からの要請により、地方公共団体が策定することとなった行動計画が「公共施設等総合管理計画」です。厳しい財政状況の中で、今後、人口減少等による公共施設等の利用需要の変化を踏まえ、長期的な視点で公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施し、財政負担の軽減・平準化と公共施設等の最適な配置を目指そうとするものです。

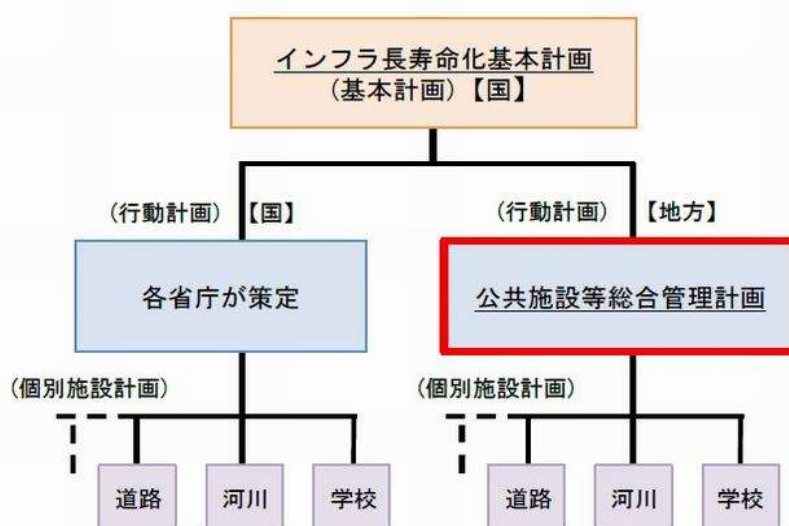


図1 インフラ長寿命化計画の体系

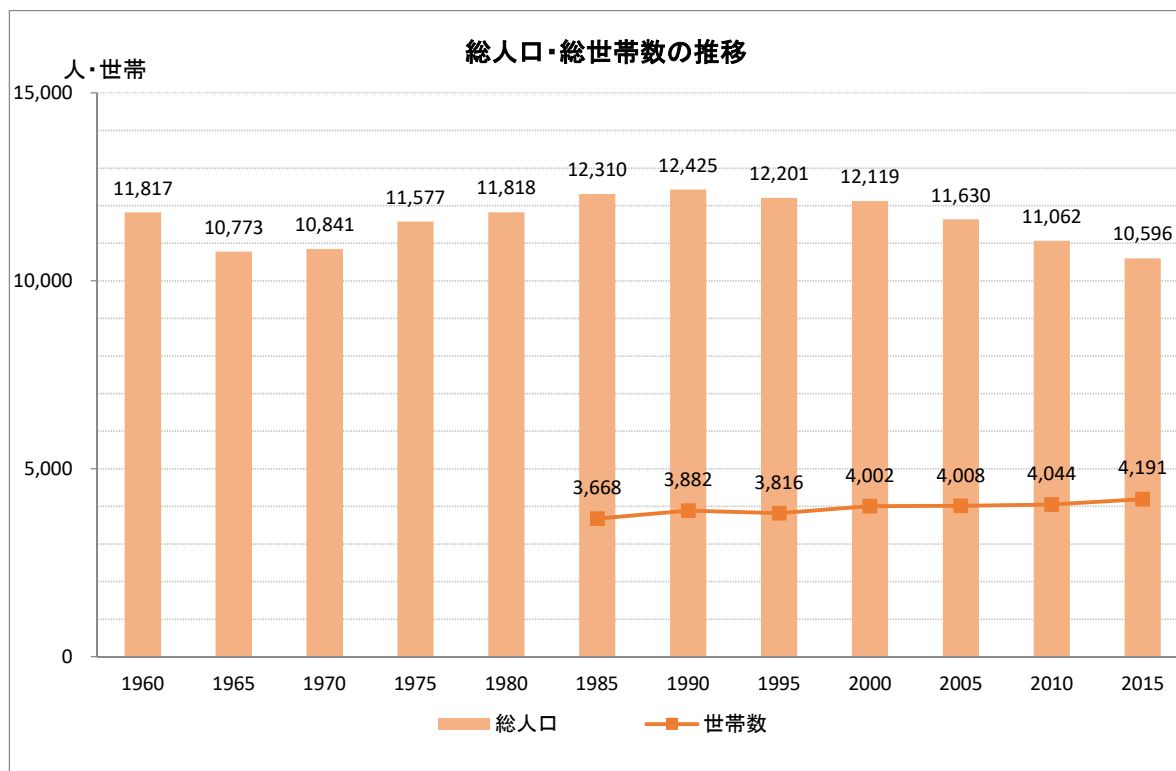
資料：総務省「公共施設等総合管理計画策定指針の概要」

第2章 本町の現状と課題

2.1 人口と財政

2.1.1 人口の推移及び将来の推計

本町の総人口は、平成2年（1990年）までは年々増加していましたが、このときの12,425人をピークに減少傾向にあります。「高浜町人口ビジョン」によると、今後も減少傾向は続き、平成52年（2040年）には約7,787人まで減少すると予測しています。

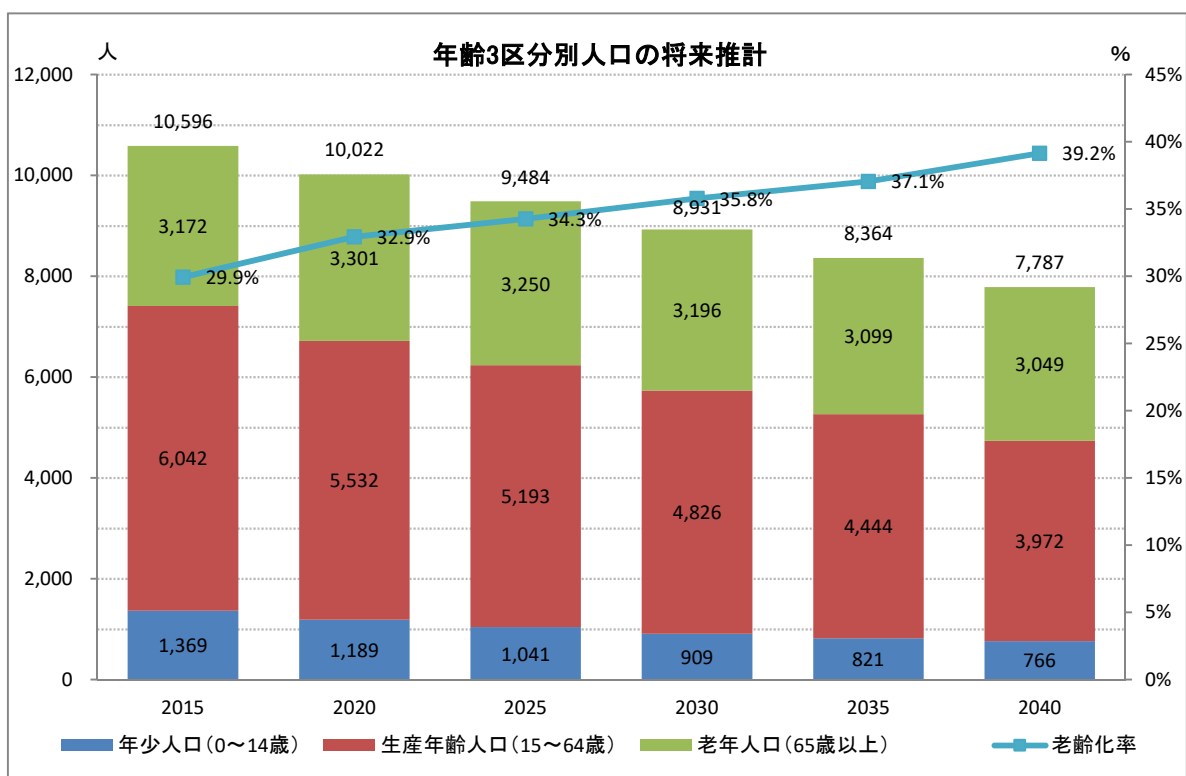


出典：総務省統計局 HP 国勢調査データ

年少人口（0～14歳）・生産年齢人口（15～64歳）・老年人口（65歳～）の年齢3区分別の人口をみると、年少人口は減少傾向で推移しており、今後も減少すると予測しています。平成27年（2015年）の1,369人に対し、平成52年（2040年）には766人まで減少すると見込んでいます

生産年齢人口は平成27年（2015年）以降減少傾向にあり、今後も減少傾向が続くと推計しており、平成27年（2015年）の6,042人に対し、平成52年（2040年）には3,972人と約7割まで減少すると推計しています。

老年人口は、平成27年（2015年）の3,172人から増加しますが、平成32年（2020年）の3,301人をピークに減少傾向に移行し、平成52年（2040年）には3,049人になると推計しています。

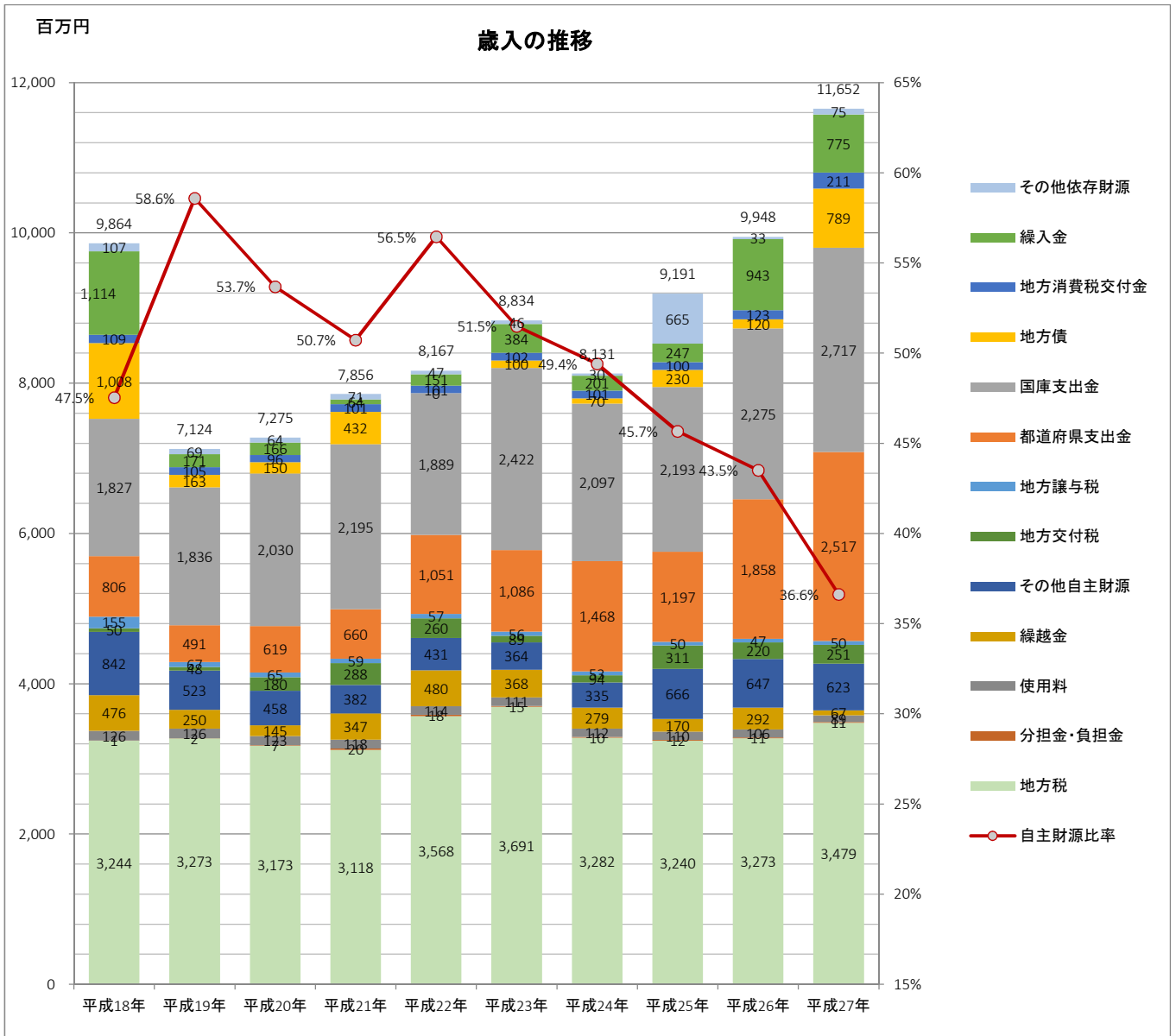


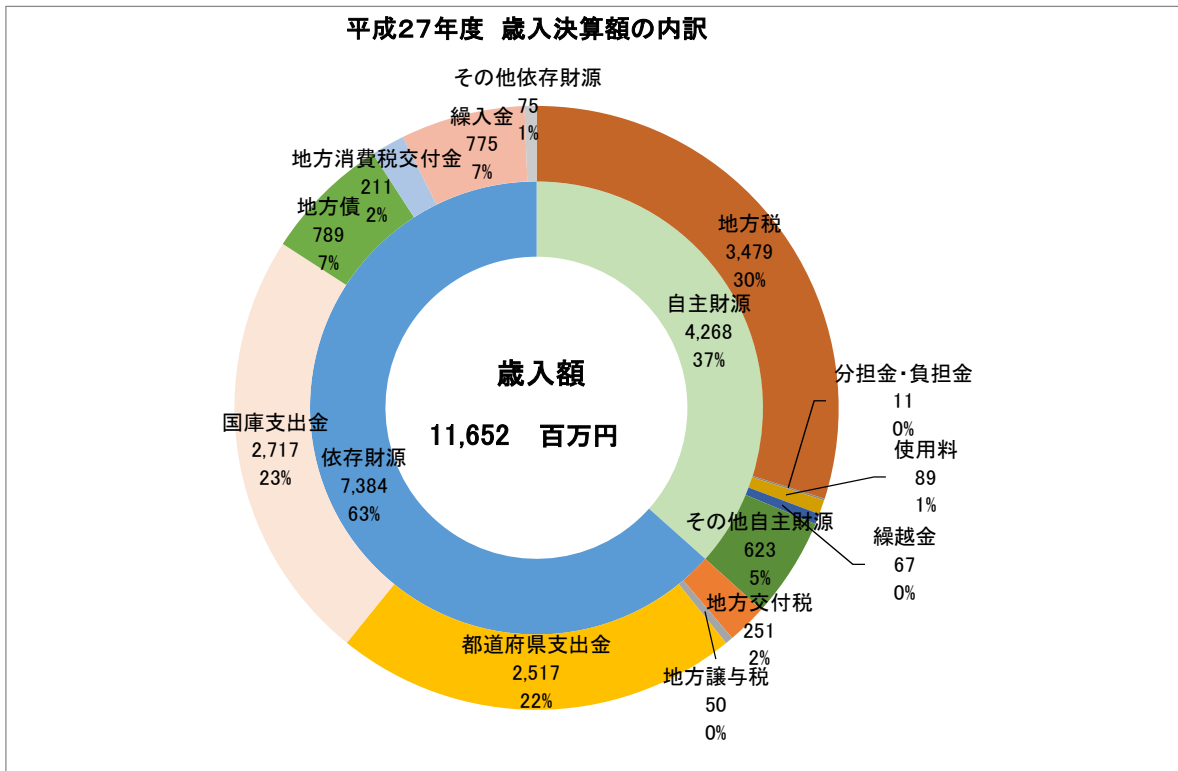
出典：高浜町人口ビジョンより（2015年は国勢調査の実測値）

2.1.2 財政の状況

(1) 歳入決算額の推移

本町の歳入決算額は、町税収入がほぼ横ばいに推移しておりますが、国庫支出金や都道府県支出金、地方債の増加により歳入額は増加しており、一方で自主財源比率はこの10年間減少の傾向が顕著になっております。

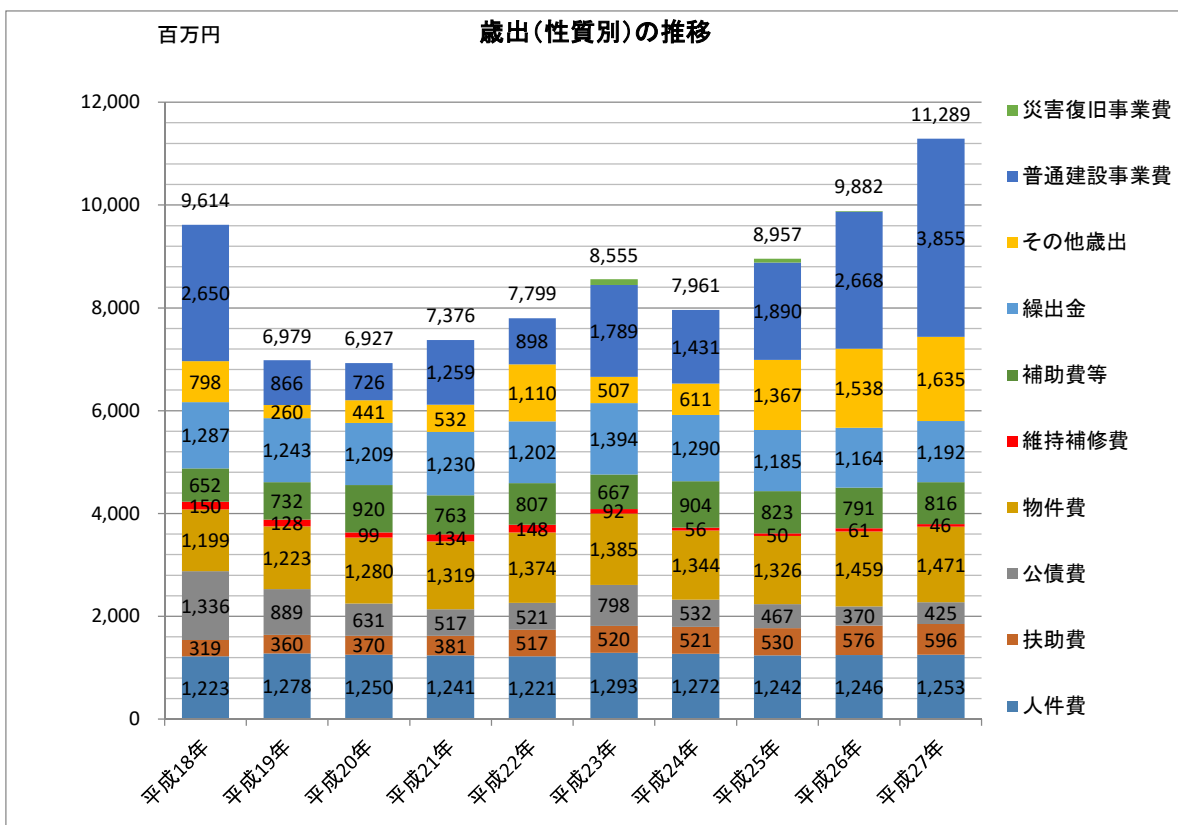


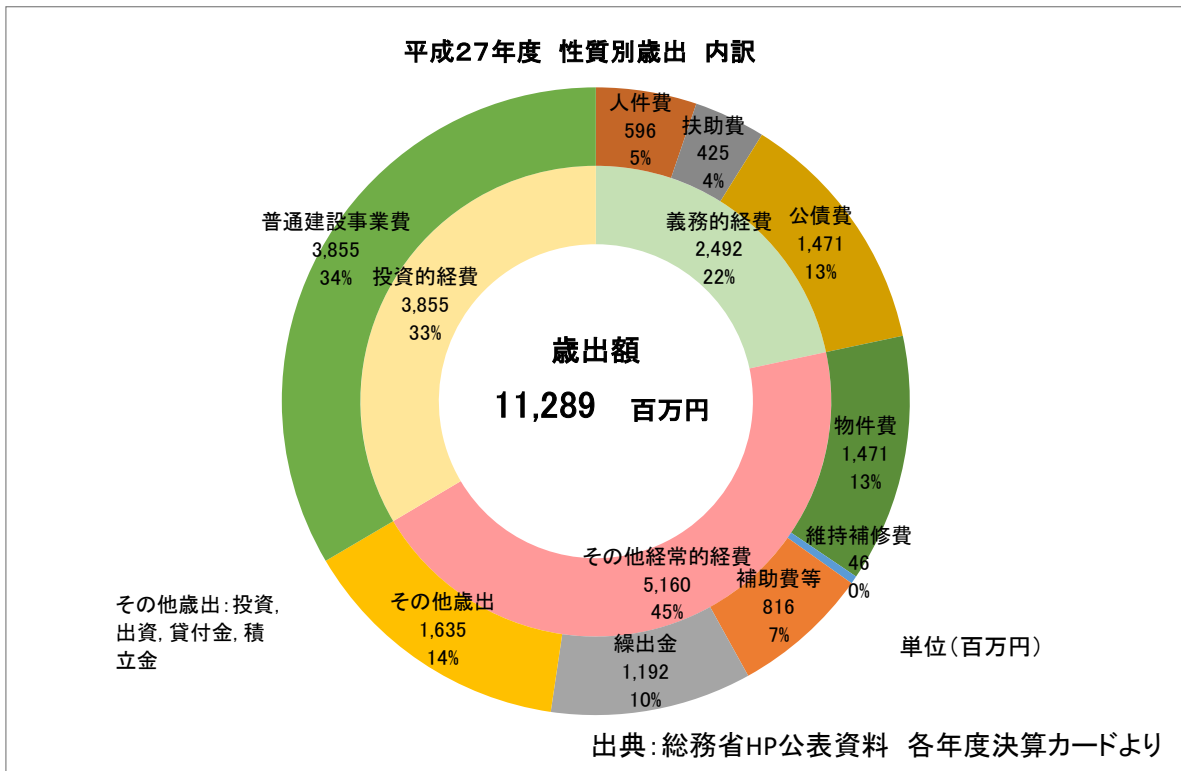


出典：総務省 HP 公表資料 各年度決算カードより

(2) 歳出決算額の推移

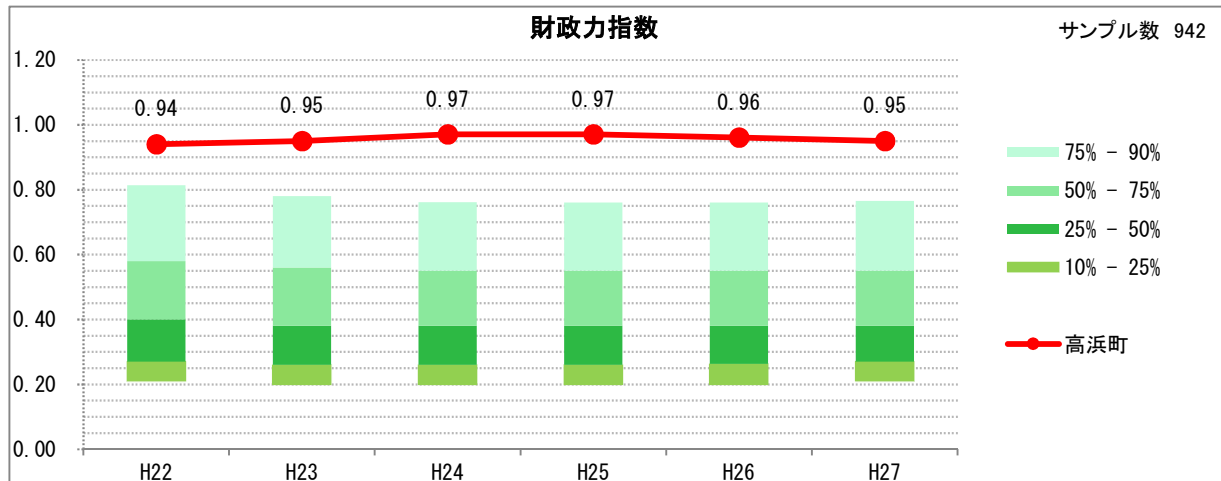
この10年間普通建設事業費の増加に伴い、歳出額は増加しております。今後は高齢化の進展に伴い、扶助費などの義務的経費の増加が見込まれます。





(3) 財政指標の推移

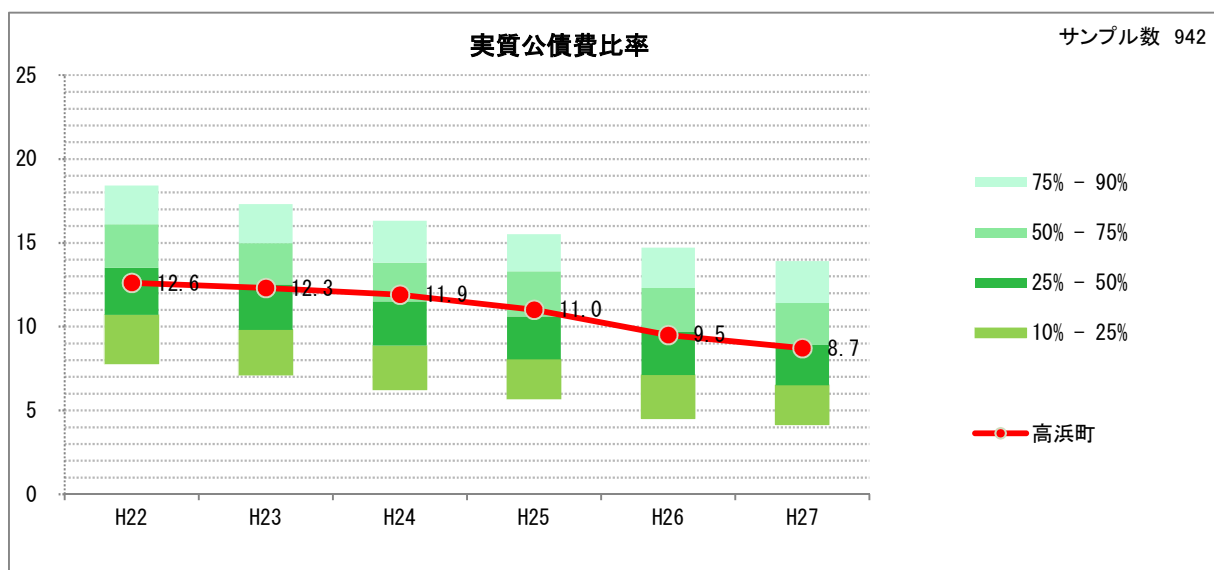
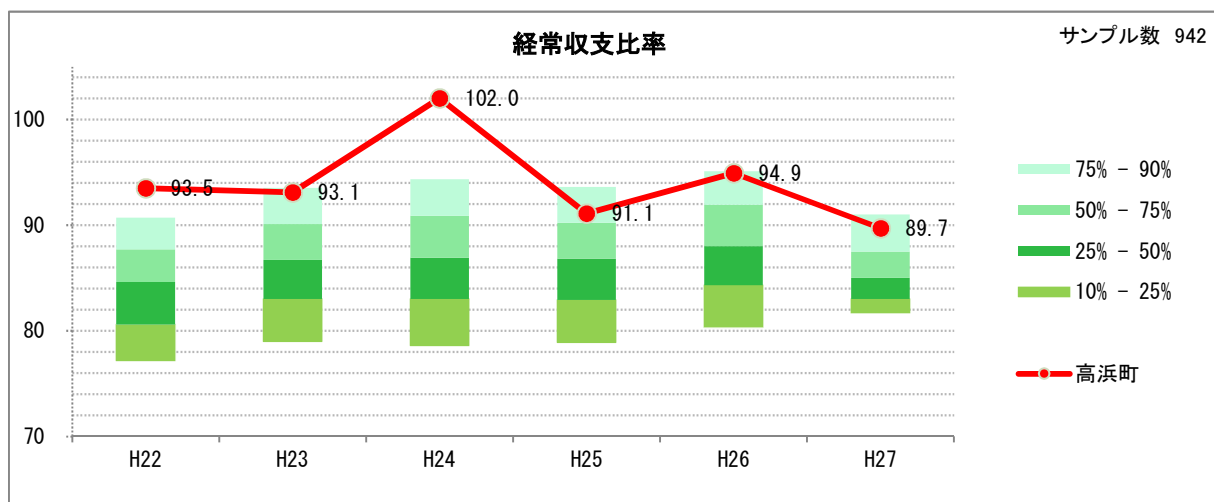
財政力指数³は、この平成22年(2010年)以降はほぼ横ばいであり、人口5千～5万の自治体に比較して最上位に位置しています。また、経常収支比率⁴は、増減を繰り返し平成27年(2015年)には89.7%となり、人口5千～5万の自治体に比較して下位に位置しています。実質公債費比率⁵については減少の傾向であり、人口5千～5万の自治体に比較して、中位に位置しています。



³財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数。値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

⁴経常収支比率：財政構造の弾力性を測定する指標。低ければ低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあることを示している。人件費や扶助費、公債費など縮減することが容易でない経費（義務的経費）に、地方税や地方交付税などの一般財源がどの程度費やされているかを求めたもの。

⁵実質公債比率：地方自治体の収入に対する実質的な借入の比率。地方自治体における通常収入される一般財源の規模に対する公債費の割合のこと。18%以上だと新たな借入をするために国や都道府県の許可が必要。25%以上だと借入を制限される。



パーセンタイル値：「パーセンタイル値」とは、全体を 100 として小さい方から数えて何番目になるのかを示す数値で、50 パーセンタイルが中央値です。つまり、「30 パーセンタイルの人」は「100 人のうち小さいほうから数えて 30 番目」ということになります。

2.2 公共施設等の現状と課題

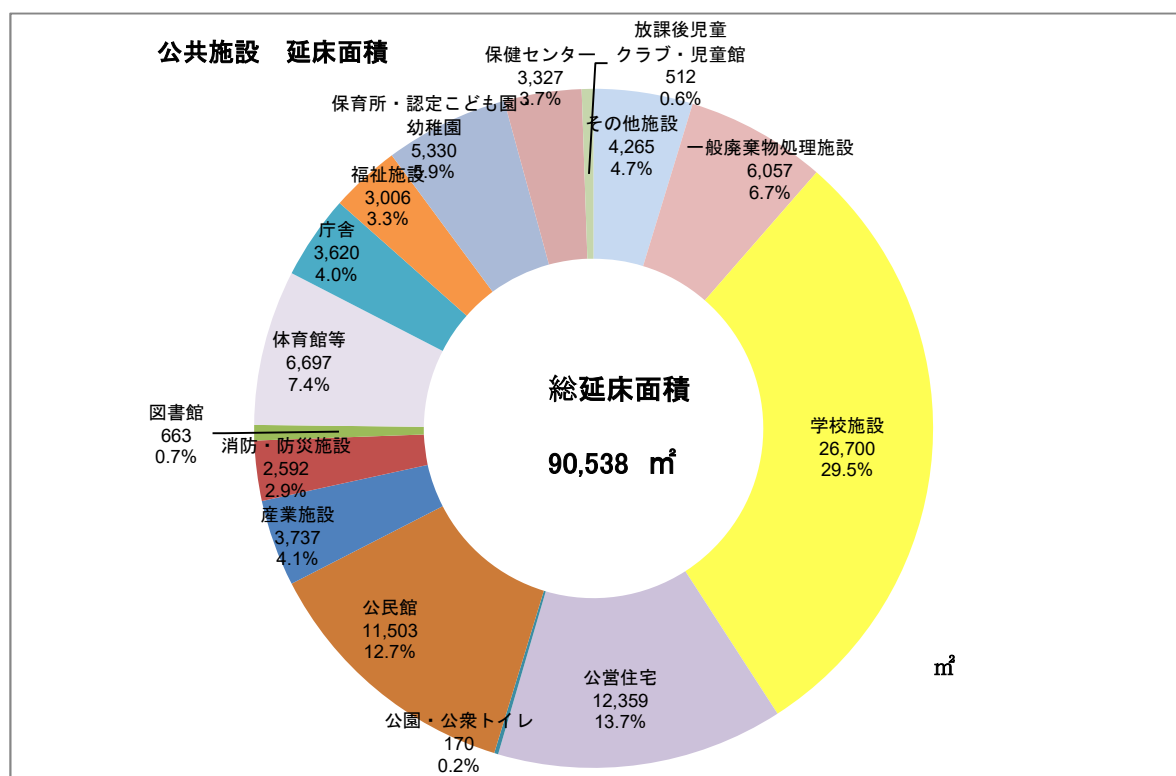
2.2.1 公共施設の現状

(1) 公共施設の総量

本町の公共施設の総延床面積は、90,538 m²で、用途別にみると、学校施設（主に小中学校）が 26,700 m²で最も多く 29%を占め、次いで公営住宅が 12,359 m²、14%、公民館が 11,503 m²、13%の順となっています。

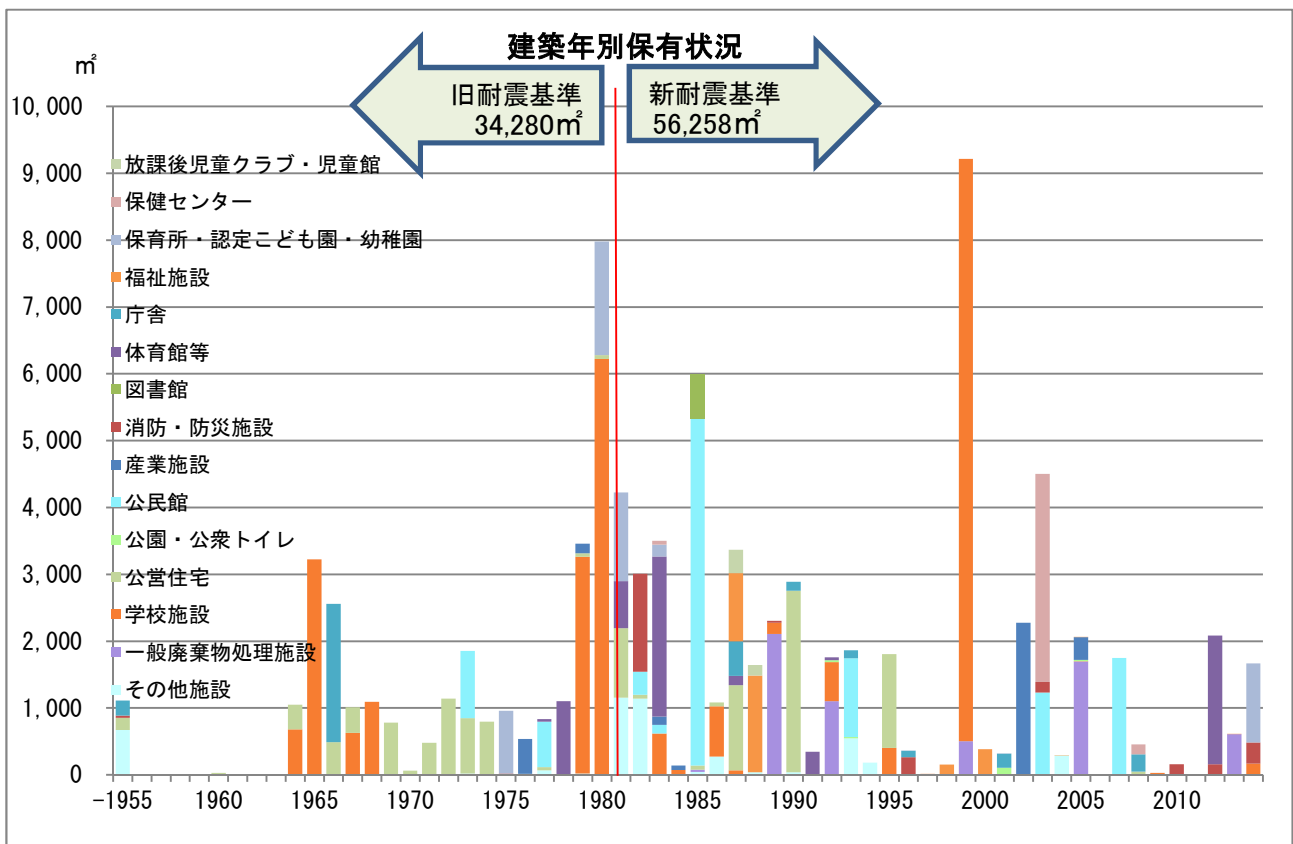
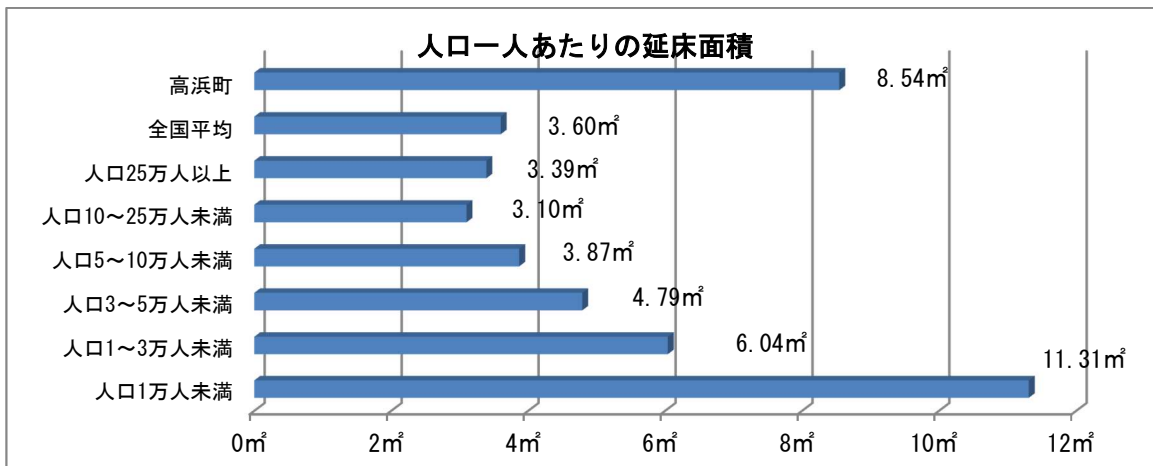
施設分類	床面積(m ²)		
	計	1981年以前	1982年以降
その他施設	4,265	1,963	2,302
一般廃棄物処理施設	6,057	0	6,057
学校施設	26,700	15,086	11,614
公営住宅	12,359	6,736	5,623
公園・公衆トイレ	170	0	170
公民館	11,503	1,687	9,816

産業施設	3,737	667	3,070
消防・防災施設	2,592	44	2,548
図書館	663	0	663
体育館等	6,697	1,845	4,852
庁舎	3,620	2,291	1,329
福祉施設	3,006	0	3,006
保育所・認定こども園・幼稚園	5,330	3,961	1,369
保健センター	3,327	0	3,327
放課後児童クラブ・児童館	512	0	512
合計	90,538	34,280	56,258



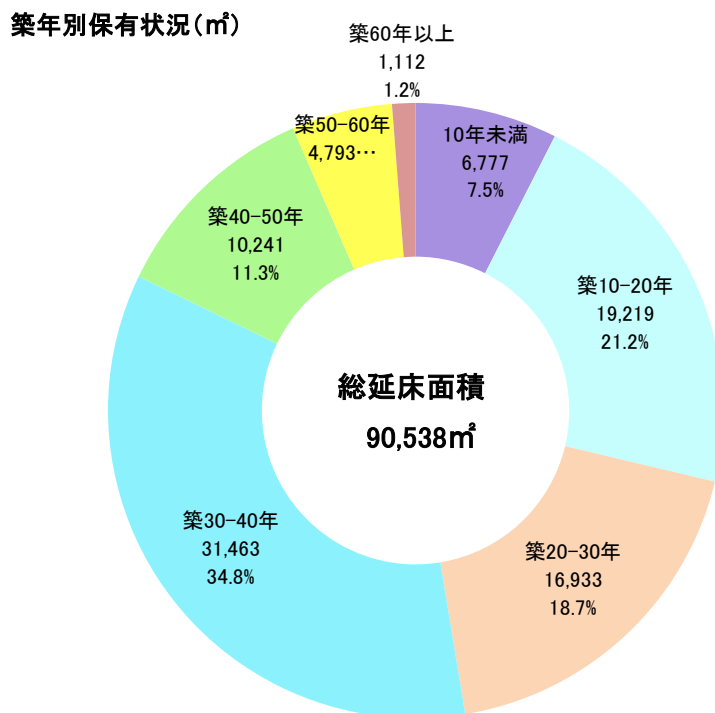
(2) 人口一人当たりの公共施設延床面積

本町の人口1人当たりの公共施設延床面積は8.54 m²です。全国平均の人口1人当たりの公共施設延床面積は3.60 m²であることから、本町は全国平均と比較すると、人口1人当たりの公共施設延床面積は大きくなり、人口規模1万人から3万人でも6.04 m²であり、平均より2.5 m²多い規模となっています。

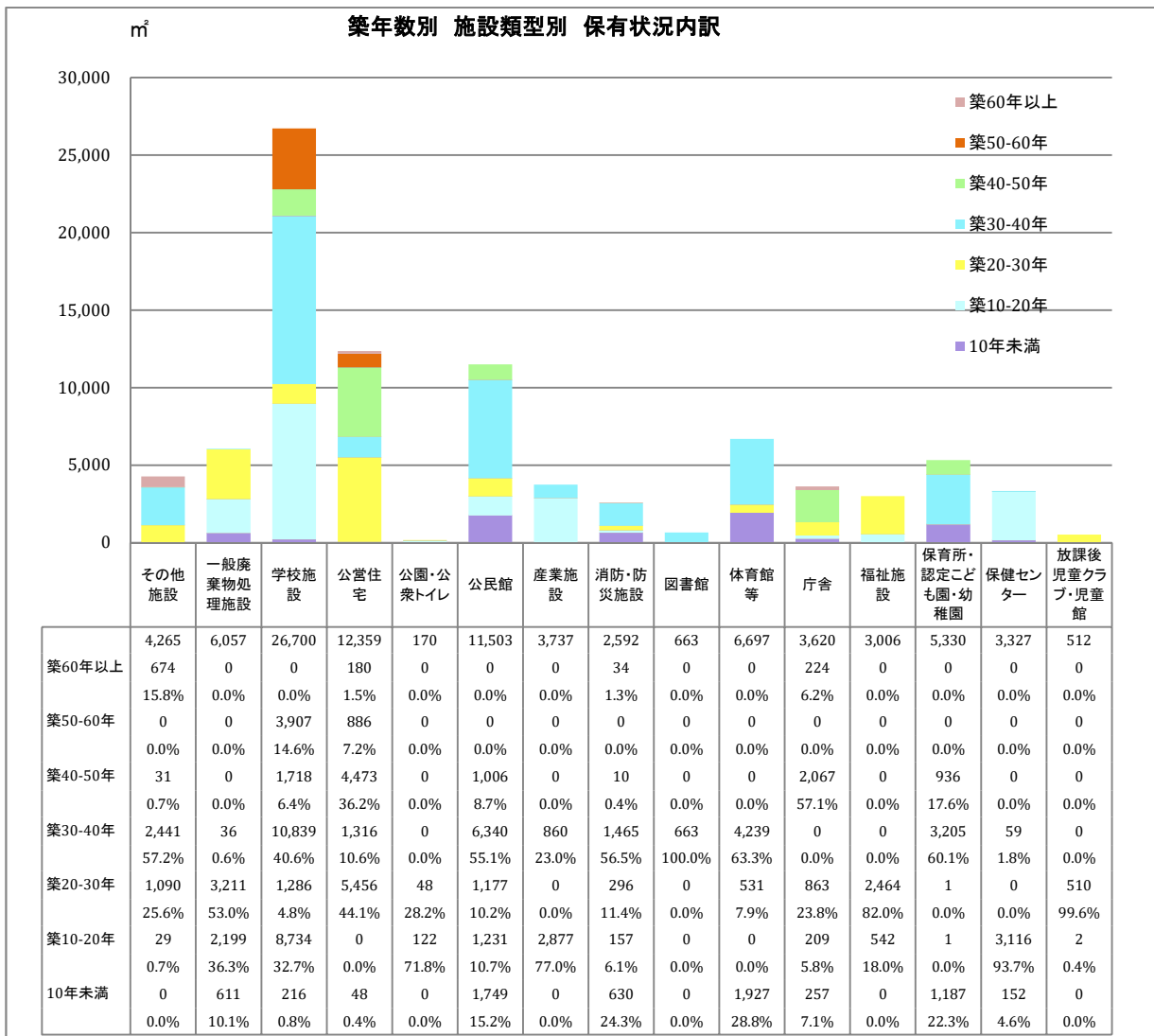


(3) 公共施設の築年別状況

本町は、1980年代及び1990年代中頃の長期にかけて多くの施設が建設されており、現行の耐震基準による建物床面積は全体の62%であり、約3分の1の建物に対して耐震補強が必要になります。



築年別に10年ごとに分けると、築20年以上の建物割合は約71%であり、うち築30年を超える割合は約53%となっています。一般的な建物の耐用年数を考慮すると、およそ半分近くの建物が大規模改修等の保全経費が必要になることが分かります。



2.2.2 公共施設等の課題

(1) 公共施設の老朽化

本町の公共施設で築30年を超える施設は建物面積全体の約53%です。これらは優先的に老朽化対策を検討する必要がありますが、大規模改修には、相当な費用が見込まれるため、今後も使用していく上で必要となる維持管理費と利用度の対比も考慮しなければなりません。

公共施設の老朽化率⁶は55%であり、その施設類型別の内訳は次のとおりです。

＜公共施設＞

公共施設（建物）の老朽化率

単位：百万円

施設類型	減価償却累計額	取得金額	老朽化率
その他施設	472	606	78%
一般廃棄物処理施設	1,128	2,087	54%
学校施設	2,876	5,424	53%
公営住宅	1,248	1,650	76%
公園・公衆トイレ	45	93	48%
公民館	1,309	2,638	50%

⁶老朽化率：資産（建物）の減価償却累計額をその取得価格で除して算出される比率

産業施設	465	1,316	35%
消防・防災施設	191	374	51%
図書館	73	119	61%
体育館等	703	1,139	62%
庁舎	572	633	90%
福祉施設	392	727	54%
保育所・認定こども園・幼稚園	460	732	63%
保健センター	251	933	27%
放課後児童クラブ・児童館	62	113	55%
総計	10,248	18,584	55%

基準日：2016年3月末

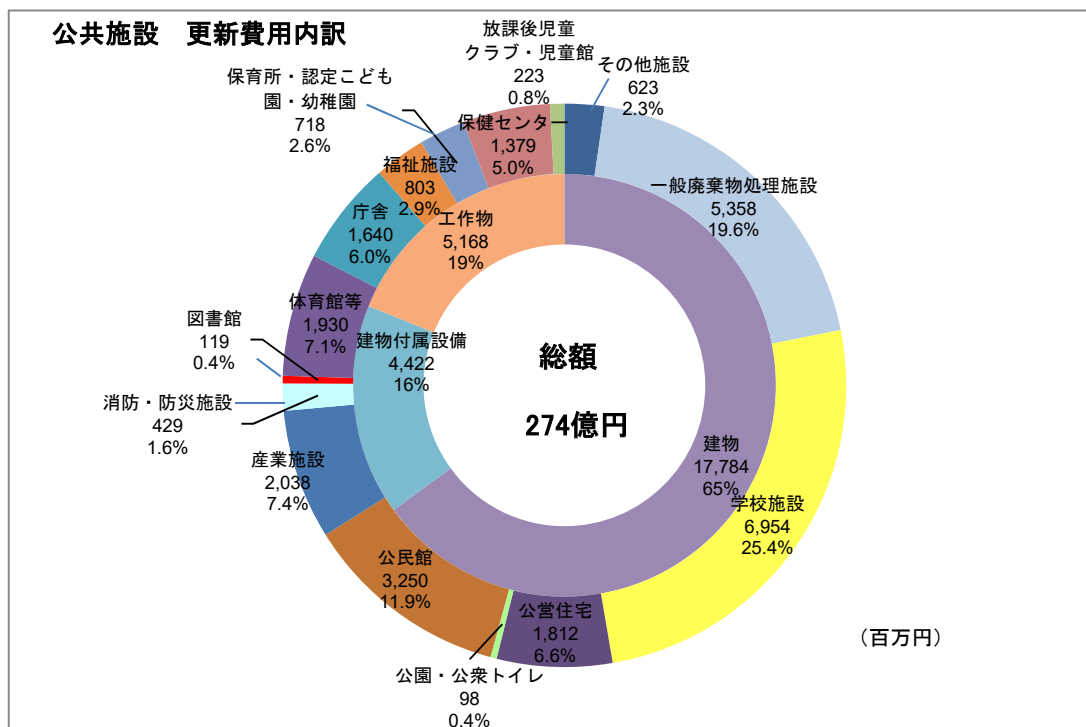
(2) 人口減少によるニーズの変化

少子高齢化の進行による人口減少に加え、年齢階層別の人口数及びその割合が変化することで、公共施設等の必要な規模の変化が予想されます。将来的には、学校教育系施設に対するニーズの減少や、保健福祉系施設に対するニーズの増加など、公共施設等全体に対するニーズの変化が想定されます。今後は、公共施設に求められる規模、役割及び機能の見直しなど公共施設等全般にわたる検証とともに、長期的な需要動向を勘案し、適切に対応する必要があります。

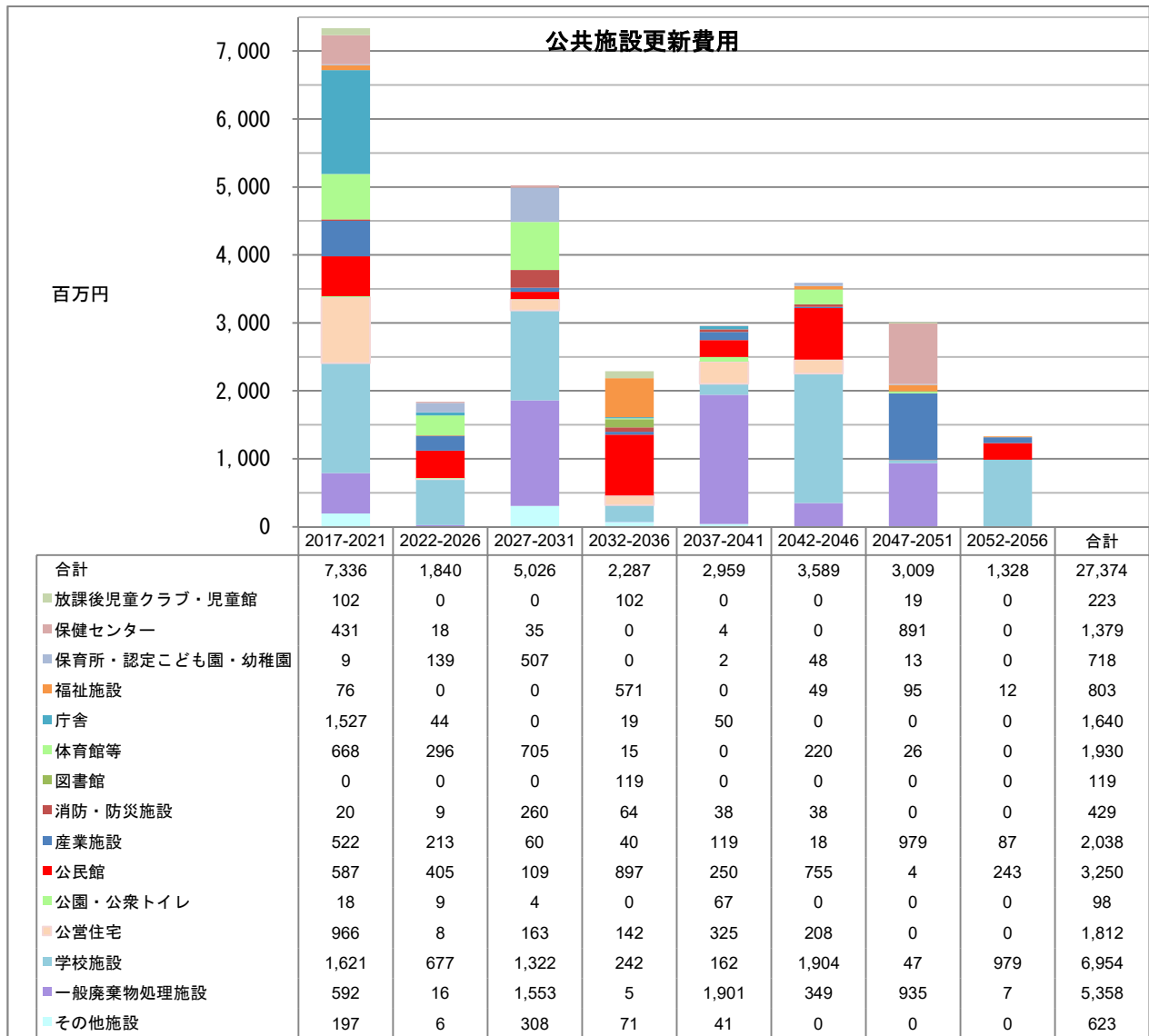
(3) 公共施設等を維持するための財源不足

① 公共施設の将来の更新費用

本町の公共施設の更新について、今後40年間の費用を推計しました。今ある全ての公共施設（建物附属物等を含む）を平成68年（2056年）までの40年間、維持するための更新費用は274億円程度と試算されます。



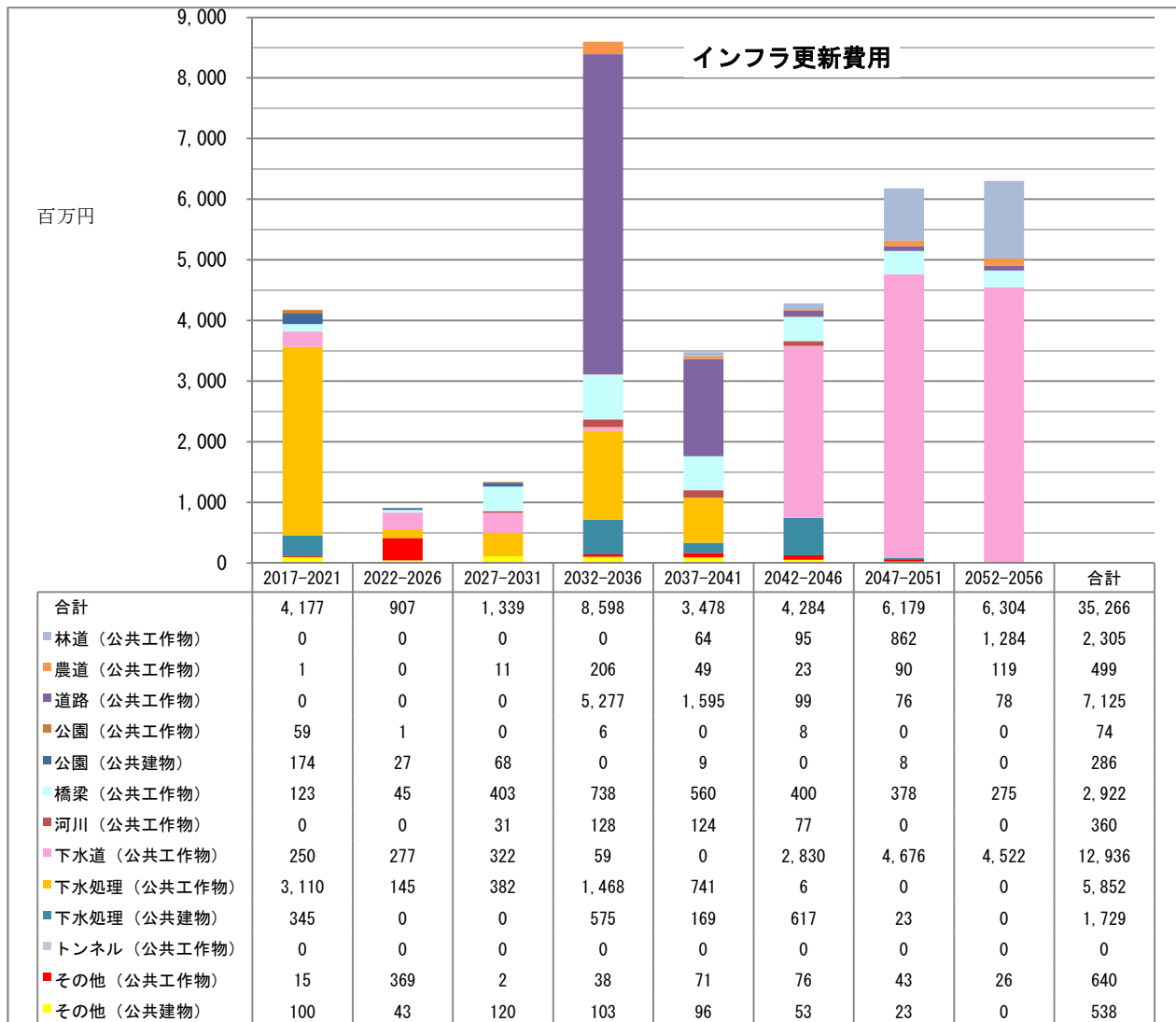
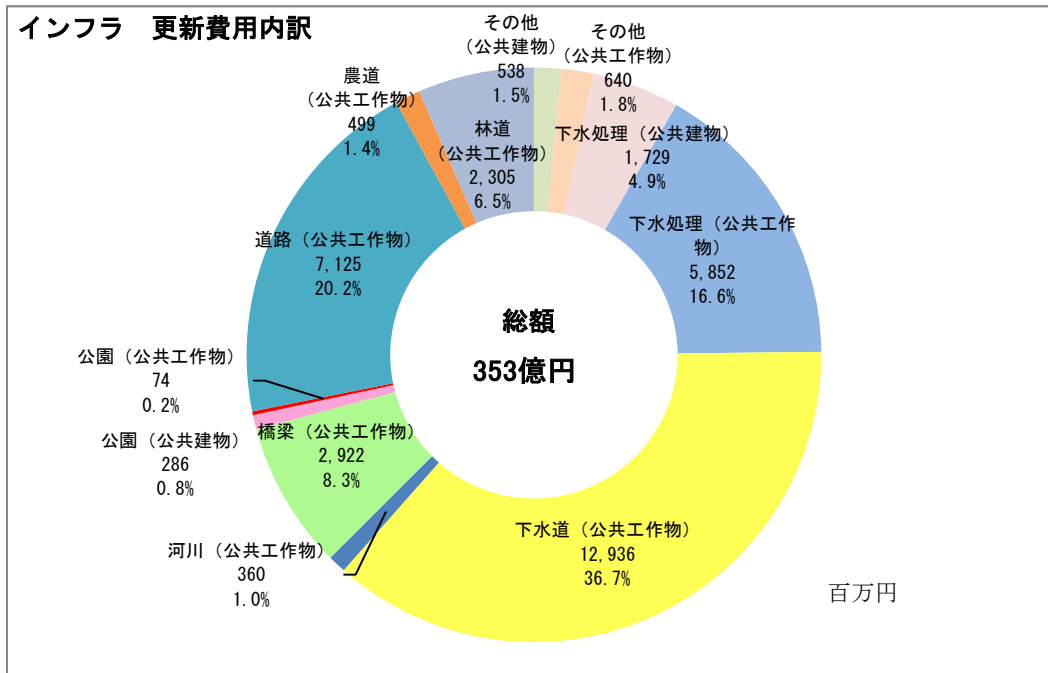
注：固定資産台帳の取得金額を更新費用として算定



注：固定資産台帳の耐用年数到来時点で更新し、また既に耐用年数が到来している資産については、2017-2021年間で更新する想定で算定

② インフラの更新費用

公共施設と同様の推計方法により、本町の道路、橋梁、下水道施設、公園等に係る更新費用を推計しました。現在のインフラを平成 68 年（2056 年）まで維持した場合、その総額は 353 億円程度と試算されます。



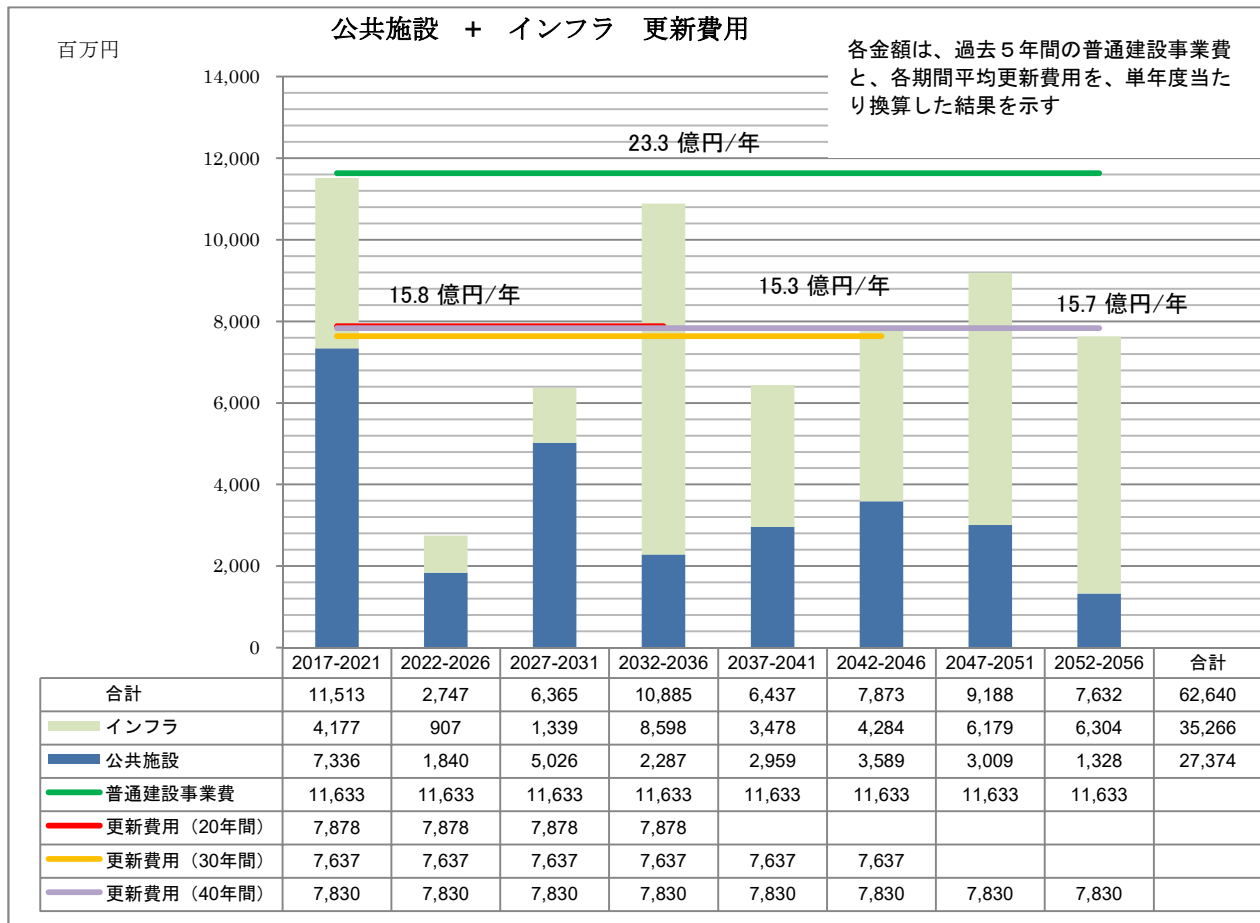
注：更新費用は、固定資産台帳の取得金額として、耐用年数到来時点で更新するとして算定

インフラの総量

施設類型	箇所数等
道路	170,455m
橋梁	139 橋 (1,070.2m)
農道	15,524.0m
林道	43,318.6m
公園	7 箇所

③ 公共施設等の更新費用

公共施設とインフラ（下水道施設を含む）を併せた更新費用の総額は、2017年以降20年間で315億円、30年間で458億円、40年間で626億円と試算されます。一方、平成23年（2011年）から平成27年（2015年）の5年間の普通建設事業費は、約23.3億円となっており、既存の公共施設等の更新に、今後40年間に亘り、その約67%に相当する費用が必要であると試算されます。



第3章 公共施設等のマネジメント

3.1 基本方針

現行の公共施設等は老朽化が進行しており、今後は老朽化に対する対応の必要性が加速していくことが見込まれます。

大量の公共施設等が老朽化している中で、耐震性能の付加など公共施設等の品質の保持や長寿命化のための大規模改修等の計画的な保全が必要であり、これについては、「高浜町耐震改修促進計画（平成23年3月策定）」により既に取り組んでいるところですが、引き続き取組を続けていかなければなりません。

公共施設等は、複合化や民間施設としての利用など、総量を削減してもその機能を維持できるよう工夫し、また、中長期的に費用の平準化を行うなど持続可能な財政運営を行うことが必要です。そして次の世代に、より良い公共施設等を繋いでいかななくてはなりません。

そのために、公共施設等の機能、あり方について検証し、創造していくことが本町の公共施設等のマネジメントです。

しかし一方、道路や橋梁などのインフラは、町民の日常生活や経済活動にかかせないものであり、大規模災害時の救援や災害復旧活動等においても重要な基盤となるため、その削減には限界があります。また、道路や橋梁に、大きな予算を割り当てることになれば、その分公共施設の予算への影響から、最低限必要な公共施設も維持できなくなることも考えられます。

公共施設の機能とインフラとのバランスのとれた維持を図りつつ、総合的見地から公共施設等のあり方を検証し、そのマネジメントを成功へ導くためには、町民との協働を重視した手法が重要となります。

<基本コンセプト>

持続可能な公共サービスを提供する

3.2 マネジメントの基本方針

3.2.1 公共施設の管理に関する基本方針

従来からの維持修繕・長寿命化を中心とする取組だけでは、費用平準化で一定の効果は期待できるものの、更新問題を解決するには十分ではありません。そのため、マネジメントの基本方針を、「総量の適正化」、「中長期的なコスト管理」、「効果的・効率的な管理運営」とし、総量の適正化を最優先に考え、そのうえで維持修繕・長寿命化などの様々な取組を計画的に推進します。

【基本方針 1】総量の適正化

今後 40 年間、このまま公共施設等を全て保有し続けた場合、資産更新費用は、建物等で約 274 億円、道路や橋梁を含んだインフラで約 352 億円、総額約 626 億円と試算されます。

一方、平成 23 年度から平成 27 年度の投資的費用（普通建設事業費）は、平均で単年度当たり 23.3 億円となっております。今後少子高齢化に伴う歳入の減少と、扶助費等の歳出増加が予想されることから、投資的費用の財源は減少することが見込まれ、将来にわたる公共施設等の更新費用に、その 65% を充当した場合、長期的にその収支は単年度あたり 0.5 億円の財源不足と試算されます。

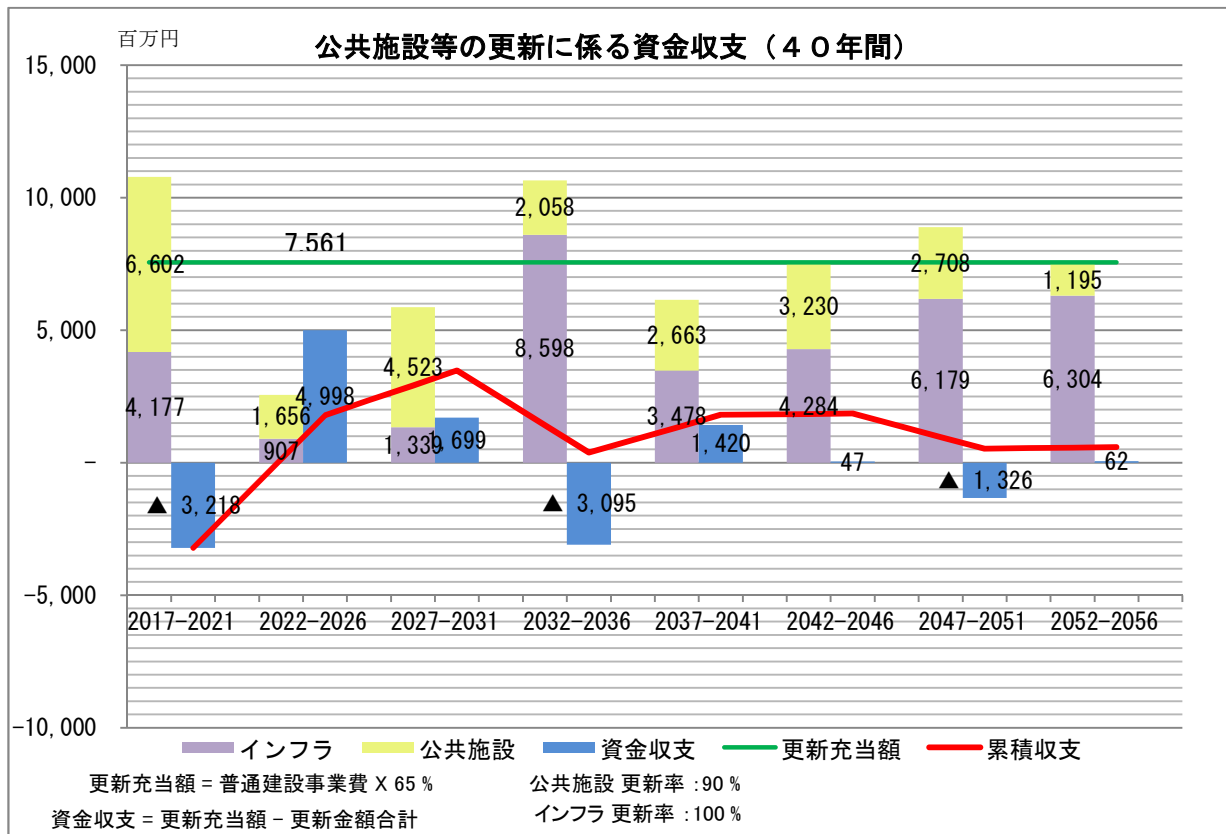
(百万円)

		40 年間	単年度当たり	備考
1	公共施設 更新額	27,374	684	
2	インフラ 更新額	35,266	882	
3	企業会計施設 更新額	0	0	
4	更新費用必要額	62,640	1,566	= (1) + (2) + (3)
5	普通建設事業費	93,064	2,327	過去5年間の実績金額
6	更新充当額	60,492	1,512	=(5) X 65%
7	差額	▲ 2,148	▲ 54	=(6) - (4)
8	削減率	3%	3%	=(7) / (4)

道路や橋梁などのインフラは、前述したとおり、社会経済活動や地域生活を支える社会基盤施設として重要な役割を担っており、この財源不足についてインフラの削減は現実的ではありません。

よって公共施設については、総量の適正化による抑制を基本的な方針といたします。

今後 50 年間に公共施設について、更新率を 90%（10%の総量の削減）とした場合、予測されている公共施設の更新費用および、資金収支は次のように試算されます。



累積資金収支は、40年後の平成68年（2056年）には、ほぼ均衡するものと試算されます。

<実施方針>

① 多機能化・複合化の推進

今までは、一つの目的に対して一つの施設をという考え方が主流でしたが、町民ニーズの多様化に対応し、一つの施設で二つ以上の目的を果たすことができる、多機能化・複合化を進め新たな行政サービスの提供の場をつくり出します。

② 更新（建替え）時の見直し

施設の更新（建替え）については、スケルトン・インフィル方式⁷による建設を検討し、時代の変化に対応できるようにします。また、施設の必要性や稼働率、費用対効果を勘案し、町民ニーズの多様化に対応した施設として、多機能化及び複合化を推進し、防災機能及び環境負荷低減の取組として再生可能エネルギー⁸の導入を推進します。さらに、同規模の施設を整備するのではなく、必要性の高い機能を提供する規模を基本として、総量の削減を図ります。

あわせて、建設に要する投資的経費に加え、管理運営等に要する経常的経費を試算し、建替えの是非についての議論を深めます。

⁷ スケルトン・インフィル：建物を構造体と内装・設備に分けて設計する考え方のこと。「スケルトン」は、建物の構造体や共用設備、「インフィル」は個人専用の間取りや設備のこと

⁸ 再生可能エネルギー：石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと

③ 新設の抑制

公共施設の新設は抑制することを基本とし、現存する施設の有効活用を検討します。ただし、政策的に新設が必要な場合には、長期的な総量規制の範囲内で、施設の必要性や稼働率、費用対効果を検討することとします。その際は、多機能化及び複合化の視点、さらにスケルトン・インフィル方式、ユニバーサルデザイン及び防災機能に留意するとともに、環境負荷低減の取組として再生可能エネルギーの導入を推進します。

④ 広域連携の推進

一つの自治体がすべての施設を保有するという、いわゆるワンセット主義の考えから脱却を図り、広域利用が可能な施設については、近隣自治体との共同利用を図ることで、施設の効率化につながると考えられます。このことから、近隣自治体及び関係機関と公共施設の広域連携の推進について検討します。

⑤ 資産の圧縮

余剰施設が生じた場合は、施設の活用策を検討します。しかし、有効的な活用策がない場合には、施設の売却を検討、または施設解体撤去の上、更地として売却し、その収入を他の施設の建替え及び大規模改修の際の財源に充てるなど、遊休資産の適切な活用と処分を推進します。しかしながら、売却が困難な場合には取壊しや立入規制を行うなどして、町民の安全を図ります。

【基本方針2】中長期的なコスト管理

公共施設の総量を削減したとしても、一時期に集中的に費用が発生すると、厳しい財政状況下においては、持続可能な財政運営は成し得ません。計画的な維持修繕を行い、施設の長寿命化を図ることで、ライフサイクルコストを縮減するとともに、中長期的な視点から将来の修繕工事の計画的な分散により、費用負担の平準化を図ります。

<実施方針>

① ライフサイクルコストの縮減

耐久性に優れた部材の採用、また計画的な維持修繕を実施することで、施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを縮減します。

② 費用の平準化

定期的な点検・診断により施設の状態を正確に把握する一方で、各施設が果たしている役割や機能を再確認した上で、その施設改修また更新については、優先順位を明確にして、一時期に集中的に財政負担が発生することがないように、各施設の保全時期を調整し、費用の平準化を図ります。

【基本方針3】効果的・効率的な管理運営

公共施設の設置場所や利用時間及び物理的・構造的な面並びに当該公共施設の利用者数の推移など、住民ニーズの変化を踏まえて、稼働率が低い、または維持管理コストが高い公共施設に対しては、これまでの利用形態や運営形態の改善、新たな行政需要への対応などを踏まえた他用途への転用など、既存施設の有効活用を推進します。

また、必要性の高い公共サービスを提供する公共施設は、災害発生時にも重要な役割を担うことが考えられるため、防災機能の強化を図ります。

<実施方針>

① 計画的な維持管理による長寿命化

長期にわたって使用できる公共施設等の形成を目的とし、施設全体の状況を点検・評価しながら、予防保全型の修繕を行い、大規模改修や更新（建替え）の周期を長期化する「長寿命化」となるよう、計画的な維持修繕を行います。

② 官民連携（指定管理者制度の導入）の推進

本町では、すでに22の施設に指定管理者制度⁹を導入しています。施設の管理において、町民ニーズの多様化に民間事業者等のノウハウを活用し、利用者の利便性向上などを図っています。今後も、より効果的・効率的なサービスを提供することを目的に、指定管理者制度の導入を推進します。

③ 使用料・手数料の見直し

使用料・手数料は利益を受ける者がその給付に対して負担するものであり、給付と負担との間に対価関係があります。そこで、公共施設等を利用する者と利用しない者の公平性を確保する点から、「公共サービスの対価」として受益者から応分の経済的負担を求めるものです。

本町では、受益者負担の適正化を図るため、使用料・手数料の見直しについて検討します。

④ 防災対策の推進

東日本大震災を契機に、地域の防災拠点として公共施設等が果たす役割が改めて認識されました。特に、防災拠点となる庁舎、消防署、避難所となる学校施設など、発災直後から被災者を受け入れなければならない公共施設については、電気・水道などのライフラインの確保が問題となりました。

このため、大規模改修や建替えの際には、地域防災計画を踏まえ、耐震性に加え、発電設備や給水設備などの災害対策機能の強化を考慮するものとします。

⑤ 施設の有効活用

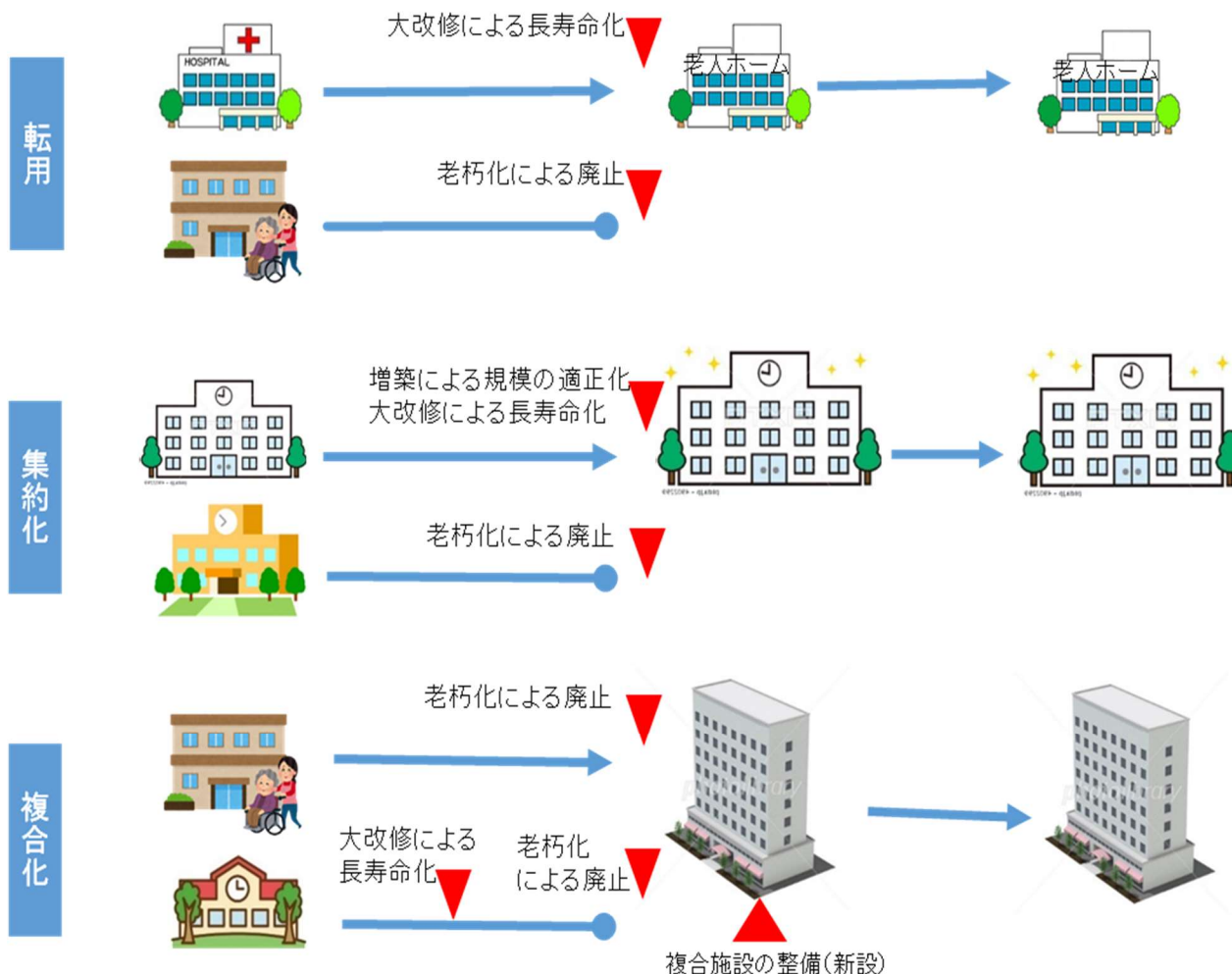
人口減少や社会経済情勢により、町民ニーズが変化しています。このため、公共施設等の中には機能や配置が適切でなくなった公共施設や、利用状況・効率の低い公共施設が考えられます。このような公共施設については、使用形態・利用形態の見直し、ライフサイクルコストの削減などの検討を行い、公共施設の効率化を図っていきます。

また、公共施設等の使用形態・利用形態の見直しを行っても改善が見られない公共施設は、多機能化及び複合化、他用途への転用などを行います。

⁹ 指定管理者制度：地方公共団体が住民の福祉増進を目的として設置した施設を民間事業者・団体等に管理運営させる制度

3.2.2 インフラの管理に関する基本方針

これまでに蓄積してきたインフラは膨大な量となっています。「規模」、「質」、「コスト」の観点から、マネジメントの基本方針を「社会構造の変化や町民ニーズに応じた最適化」、「安全・安心の確保」、「中長期的なコスト管理」とします。町民ニーズの多様化、社会経済情勢の変化による利用需要に応じた最適なインフラの総量・配置を推進するとともに、安全性を確保した上で、業務の見直しによる管理費の縮減や機能を維持しながらインフラの長寿命化を推進させることなどで、ライフサイクルコストの縮減を図ります。



【基本方針 1】社会構造の変化や町民ニーズに応じた最適化

今後の人口減少や社会経済情勢の変化により、インフラに求められる町民ニーズや機能が変化していくものと考えられます。

そのため、老朽化対策の検討に際しては、防災機能の強化やユニバーサルデザイン¹⁰の導入など、社会の要請に応じた機能への対応のほか、町民ニーズや利用需要に基づき、インフラの適正な規模と配置を図ります。

① インフラの適正配置

インフラは、今後の人口減少や社会経済情勢の変化により、求められる町民ニーズや機能の変化に対応していかなければなりません。このことから、施設の整理・廃止等を検討するなど、町の都

¹⁰ ユニバーサルデザイン：高齢であることや障がいの有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように建築物、生活空間などをデザインすること

市計画との整合を図りながら、インフラの適正な規模と配置を進めます。

② 社会の要請など新しいニーズへの対応

時代とともに、インフラに求められる町民ニーズや機能も変化していきます。そのため施設の更新等を契機に、町民ニーズをくみ取った施設、防災機能の強化やユニバーサルデザインの導入など、各施設において新たに求められる機能や質を精査し必要性を検討した上で、質的向上や機能の追加を図ります。

【基本方針2】安全・安心の確保

インフラは、町民の社会生活の基盤となる施設であり、その総量の縮減は困難と考えられます。

そのため、従来の事後保全型から予防保全型¹¹の維持管理を導入し、計画的・効果的な維持管理を行い、事故の未然防止を図ることで、施設の安全性、長寿命化を行っていきます。

① メンテナンスサイクルの構築

インフラは利用状況・設置状況により、劣化や損傷の進行は施設毎に異なります。現状では、インフラの寿命を精緻に評価することは難しく、このため、インフラの定期的な点検・診断により施設の状態を正確に把握し、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次期点検・診断等に活用するという「メンテナンスサイクル」を構築します。このサイクルを通して、施設に求められる適切な性能をより長期間保持するための施設個別の長寿命化計画等を作成し、構造物等の維持管理を効率的、効果的に進めていきます。

【基本方針3】中長期的なコスト管理

厳しい財政状況下で、その総量を縮減することが困難なインフラを維持していくためには、中長期的なライフサイクルコストの縮減による財政負担の軽減や予算の平準化を図る必要があります。

そのためには、計画的・効果的な維持管理を行い施設の長寿命化を図ることで維持管理・更新等のライフサイクルコストを縮減させます。修繕工事を計画的に分散させることにより費用負担の平準化を図ります。

① 予防保全型の維持管理の導入

厳しい財政状況下で必要なインフラの機能を維持していくには、施設のライフサイクルコストを縮減し、予算を平準化していく必要があります。このため、インフラの長寿命化を図り、大規模修繕や更新をできるだけ回避することが求められています。安全性や経済性を踏まえ、損傷が軽微である早期の段階で予防的修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る「予防保全型の維持管理」の導入を推進します。

② 維持管理の容易な構造の選択等

維持管理コストは、管理水準や採用する構造・技術等によって変化します。新設・更新時には維持管理が容易かつ確実に実施可能な構造を採用し、維持管理コストの縮減に努めるとともに、各施設の特性を考慮するなど、合理的な対策を選択します。

③ 新技術の導入

点検・診断や補修等を効果的・効率的に活用するために、分野毎・メンテナンスサイクルの段階

¹¹ 予防保全：故障が発生する前に計画的に修繕を実施するという考え方。予防保全に対し、故障発生の都度、修繕を行うという考え方を事後保全という。

毎の技術動向を把握するとともに、重点的に取り組むための仕組みを構築します。

④ 官民連携

指定管理者制度や業務委託のほか、インフラ整備・運営を一体的に民間事業者に委ねるPFI手法は、公共施設の整備事業に民間の様々なノウハウが導入され、行政サービスの向上が期待できます。これらを積極的に検討し、町民サービスの維持・向上と経費節減を図ります。

3.3 マネジメントの実行

3.3.1 マネジメントの実施体制

(1) 公共施設等マネジメントの推進体制の整備

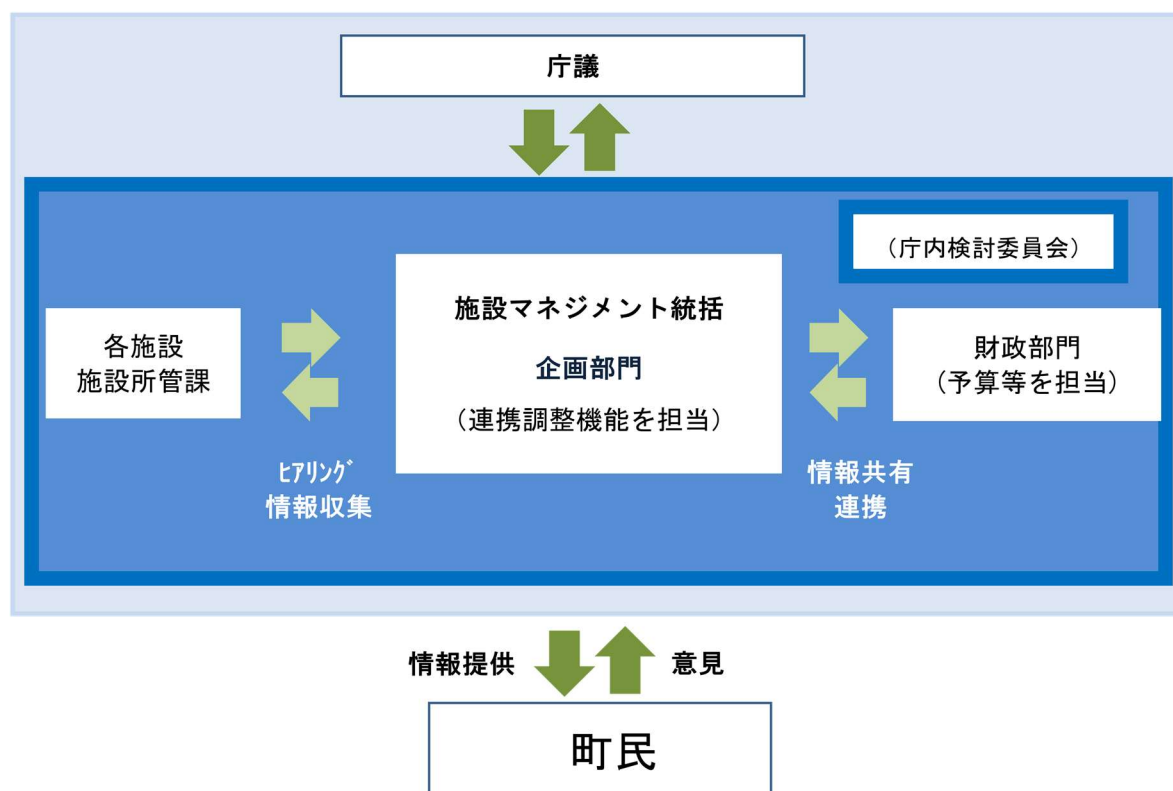
公共施設等の管理を組織横断的な連携において推進するために、公共施設情報を一元管理する必要があります。調整部門を設置し、各公共施設を効率的に維持管理するための公共施設等マネジメントの推進体制を整備します。

① 公共施設等マネジメント推進体制

公共施設等マネジメントの取り組みを推進するために、財政課が各所管課との連携調整機能を持ちつつ、各公共施設等の設備等の劣化状況や稼働状況、管理運営費用等について、所管課と協議して施設の管理情報を整理し、公共施設マネジメントを統括します。さらに、公共施設等再編成の取り組みの重要性を町民に示し、再編成の進行管理を行い、実効性を高めていきます。

また、公共施設等再編成を推進するにあたり、幅広い視点から検討するため行政内部において公共施設等総合管理計画に関する庁内検討委員会を設置し、全庁的な推進体制をもって適宜認識の共有を図り、施設の有効活用や全体最適化を効果的に進めます。

<公共施設マネジメント推進体制>



② 職員意識の醸成

公共施設再編成においては、全職員の意識啓発と認識の共有化を推進する全庁的な取り組みが必要となります。そのためには技術的・事務的両面のスキルが必要となり、人材強化策として、業務のマニュアル化や研修を行い、職員の意識の醸成を図り、公共施設再編成に関する意識啓発に努め

ていきます。

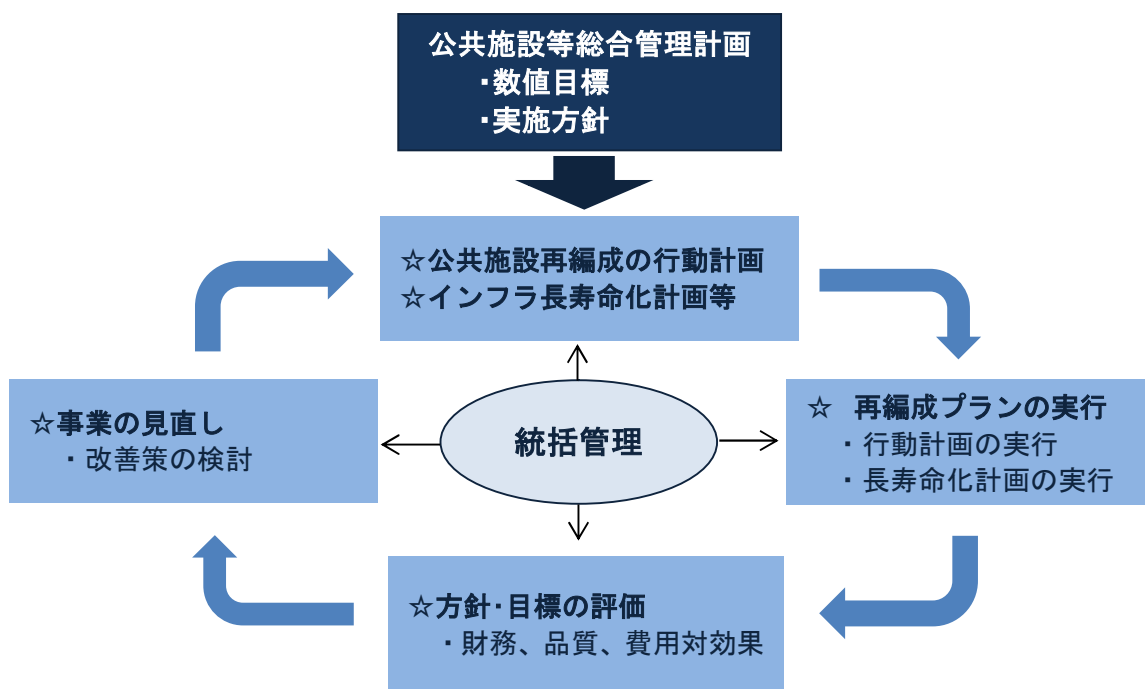
③ 町民との情報共有

公共施設等の再編成を実行していくためには、町民の理解と協力が必要です。このため、各施設の利用状況を継続的に把握し、ホームページ等を通じて情報発信をしていくとともに、必要に応じ町民アンケートを実施するなど町民ニーズを的確に把握し、町民と共通の認識のもと、持続的かつ適切な公共サービスの提供を行っていきます。

④ PDCAサイクルの実施

公共施設等マネジメントを着実に進めていくためには、PDCAサイクル¹²（計画→実行→評価→改善のサイクル）を活用した業務サイクルを定着させることが重要となります。

本計画に基づき具体的な公共施設等再編成の行動計画を段階的に策定するため、定期的に施設データを更新し、データに基づく客観的な評価を行います。また、インフラについては、個別施設毎のインフラ長寿命化計画等を作成します。これらの行動計画等を再編成プランとして実行し、その取り組み効果の検証を行い、必要に応じて計画の改定を行います。このような流れで公共施設等マネジメントの確実な推進を図ります。



¹² PDCAサイクル：マネジメント手法の一種で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Action）」のプロセスを順に実施することで業務を継続的に改善すること

3.3.2 行動計画の策定

個別の公共施設の具体的な見直しは、公共施設再編成の行動計画で定めることとします。

この行動計画は、持続可能な財政運営の観点から、10年程度の中期的な期間において主に老朽化が進む公共施設の統合や建替えを含む適正な機能の確保及び効率的な管理運営を実現するために策定し、高浜町総合計画中の実施3か年計画の中で反映していきます。

このため行動計画を策定する際は、公共施設の老朽化等の物理的状況や稼働状況及び費用などを考慮するものとします。

なお、インフラについては、「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」により対応します。

3.3.3 計画的・効率的な維持管理

(1) 施設現況の把握

① 点検の実施

公共施設については、随時点検を行い、老朽化対策等に活かしていきます。施設担当者が当該施設の設備等の点検内容について理解するとともに、直接現場を確認することで、施設の現況把握に努めます。

② 診断等の実施

インフラについては、個別の長寿命化計画等に基づき点検・診断を実施し、施設の安全性、耐久性を高めていきます。

(2) 施設情報の整備

① 固定資産台帳の活用

本町では、平成26年度から、「統一的な基準による地方公会計」による固定資産台帳を整備しています。今後も公共施設等を財政面からも適正な管理をしていくために、中長期的な財政シミュレーションの定期的な実施や計画の見直しに活用します。

② 施設カルテ

公共施設再編成を実行する際には、多くの町民から納得が得られるよう、各公共施設に関する客観的なデータが必要です。固定資産台帳を基に、資産情報、コスト情報、設備管理情報、保守点検及び施設利用などの公共施設等も情報を継続的に一元管理し、施設の費用対効果を示す客観的なデータとなる施設カルテを作成し、随時更新していきます。

データは、施設評価のツールとして活用します。また、町ホームページ等に掲載し、広く町民に情報提供します。

(3) 計画的な維持修繕と長寿命化の実施

① 総合的かつ計画的な管理

総合的かつ計画的な管理に基づいた維持修繕によって、公共施設等の長寿命化を図ります。

② ライフサイクルコストの抑制

ライフサイクルコストは、建物の設計、建設費などの初期建設費であるイニシャルコスト¹³と、施設での事務・事業運営費用、光熱水費、設備点検・清掃費用、修繕、大規模改修・更新にかかるランニングコストがあります。一般的な事務所建物のイニシャルコストはライフサイクルコストの

¹³ イニシャルコスト：建物や設備を施工・設置するためにかかる初期投資金額のこと

20%程度であり、ランニングコストはイニシャルコストの4倍以上の費用が発生すると言われており、当該コストの縮減が求められています。

計画的な維持修繕・施設の長寿命化と合わせてライフサイクルコストの抑制や費用の平準化に取り組み、コストに関するデータを蓄積し、公共施設の量の見直しに活かしていきます。

第4章 施設分類別の基本方針

公共施設等のマネジメント方針を踏まえ、施設分類ごとの基本方針を以下の通り設定します。

4.1 公共施設の基本方針

基本的な方針については、施設分類の特性を見定め、総量削減を最優先に考え、長寿命化などの様々な取組を計画的に推進していきます。

(1) 市民利用施設

分類	施設数	基本方針
公園・公衆トイレ	31	<ul style="list-style-type: none"> 将来の更新時等において適正規模・適正配置を検討 施設の集約・統合化を検討
公営住宅	12	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な予防保全による長寿命化を検討 施設の集約・統合化を検討
福祉施設	3	<ul style="list-style-type: none"> 将来の更新時等において適正規模・適正配置を検討 計画的な予防保全による長寿命化を検討
保健センター	3	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な予防保全による長寿命化を検討 保健福祉センター 内浦診療所 医師公舎
産業施設	12	<ul style="list-style-type: none"> 将来の更新時等において適正規模・適正配置を検討 計画的な予防保全による長寿命化を検討 施設の集約・統合化を検討 施設の廃止を検討 各臨時派出所 和田放送救護監視所 ビーチクリーナー庫 青郷駅併設施設 観光関連施設 漁業関連施設 西三松共同作業所他2箇所 内浦基幹集落センター

(2) 教育関連施設

分類	施設数	基本方針
保育所・認定こども園・幼稚園	4	<ul style="list-style-type: none"> 将来の更新時等において適正規模・適正配置を検討 民間活力の導入を検討
学校施設	7	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な予防保全による長寿命化を検討 高浜小学校 和田小学校 青郷小学校

		<p>内浦小中学校 高浜中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間活力の導入を検討 給食センター ・施設の集約・統合化を検討 給食センター ・運営形態の見直しを図る 給食センター ・施設の廃止を検討 教職員住宅
放課後児童クラブ・児童館	3	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の廃止を検討
公民館	13	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の更新時等において適正規模・適正配置を検討 西三松福祉集会所他1箇所 宮尾、下、日引、青葉集会所 ・計画的な予防保全による長寿命化を検討 西三松福祉集会所他1箇所 宮尾、下、日引、青葉集会所 ・民間活力の導入を検討 文化会館 ・稼働率の低いスペースの利用方法を検討 郷土資料館 ・利用料の見直しを図る 和田公民館 青郷公民館 内浦公民館 ・運営形態の見直しを図る 郷土資料館 宮尾、下、日引、青葉集会所 ・予防保全を導入して、ライフサイクルコストを削減する 関屋集会所 ふらっと home 市場きな一れ
図書館	1	<ul style="list-style-type: none"> ・民間活力の導入を検討
体育館等	9	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の更新時等において適正規模・適正配置を検討 広瀬山自然公園 ・計画的な予防保全による長寿命化を検討 中央体育館 西地区体育館 青葉ふれあいドーム ・施設の集約・統合化を検討 B&G海洋センター ・予防保全を導入して、ライフサイクルコストを削減する 青葉山健康長寿の里

(3) 行政施設

分類	施設数	基本方針
一般廃棄物処理施設	4	<ul style="list-style-type: none"> ・総量の削減を検討 ・計画的な予防保全による長寿命化を検討 ・他用途への転用を検討 ・施設の廃止を検討
消防・防災施設	12	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な予防保全による長寿命化を検討
庁舎	2	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な予防保全による長寿命化を検討 まちづくりネットワーク事務所 ・民間活力の導入を検討 まちづくりネットワーク事務所 ・将来の更新時等において適正規模・適正配置を検討 高浜町役場 ・施設の集約・統合化を検討 高浜町役場
その他施設	19	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の更新時等において適正規模・適正配置を検討 ・計画的な予防保全による長寿命化を検討 ・他用途への転用を検討 ・運営形態の見直しを図る ・施設の廃止を検討 ・予防保全を導入して、ライフサイクルコストを削減する

4.2 インフラの基本方針

維持修繕による長寿命化を基本とし、利用需要の変化に応じた規模や配置の最適化を図ります。

分類	基本方針
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な予防保全による長寿命化を検討
橋梁	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な予防保全による長寿命化を検討
漁港・港湾	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な予防保全による長寿命化を検討
上下水道施設 <ul style="list-style-type: none"> ・管路 ・配水池 ・ポンプ場 ・浄化センター ・農業、漁業集落排水施設 ・上水道処理施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の更新時等において適正規模・適正配置を検討 ・計画的な予防保全による長寿命化を検討 ・民間活力の導入を検討 ・他用途への転用を検討 ・施設の集約・統合化を検討 ・予防保全を導入して、ライフサイクルコストを削減する